



首都直下地震における災害応急対策 及び自助・共助について

内閣府（防災担当）

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第8回）

令和6年11月18日（月）

第8回WGにおける検討内容

- 第8回、第9回WGにおいては、発災後の対応（災害応急活動～復旧・復興対策）について議論。
- 今回の第8回WGでは、人命救助のために重要な72時間までの災害応急活動における対策と、これらの対策の円滑な実施に向けた「自助」「共助」の在り方について検討。
- 次回の第9回WGにおいては、避難生活を含めた生活の復旧・復興への支援の在り方や、円滑な復興に向けた復興計画の在り方等について検討。

本日の議論

	日程	検討テーマ	検討内容	概要
第8回	11月18日(月)	災害応急対策等	①災害応急対策 ・ 救助・救急、消火活動等 ・ 医療活動 ②自助・共助 ・ 家庭備蓄等 ・ 地区防災計画 ・ マンション防災 ・ 防災教育 等	①災害応急対策 ・ 発災後72時間までの災害応急活動における体制・オペレーション等の確認 ②自助・共助 ・ 72時間の災害応急対策が円滑に実施されるための自助・共助の在り方 ・ 個人や地域コミュニティにおける取組推進のための啓発、人材育成の在り方
第9回	12月11日(水)	復旧・復興対策	①生活の復旧・復興への支援 ・ 避難所～仮設住宅～復興住宅 ・ 広域避難 等 ②円滑な復旧・復興に向けた事前準備	○土地不足など首都圏特有の課題を踏まえた ・ 避難所、仮設住宅、復興住宅等、生活の復旧・復興への支援 ・ 復旧・復興に向けた事前準備の課題と対応の在り方 ※検討内容を含め検討中

※第10回以降は、①防災対策の進捗状況の確認（これまでの取組による減災効果）や被害想定の見直し、②能登半島地震等の教訓、社会状況の変化等を踏まえた新たな防災対策の検討を進めていく。

前回報告書（H25）における被害想定 （人的被害）

前回報告書（H25）における被害想定（人的被害）

○ H25の報告書における、都心南部直下地震が発生した際の死者数等の推計は以下のとおり。

死者数 : 最大約 16,000人 ~ 23,000人

負傷者数 : 最大約112,000人 ~ 123,000人

要救助者 : 最大約 72,000人

都心南部直下地震における人的被害

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		約 11,000 人 (約 1,100 人)	約 4,400 人 (約 500 人)	約 6,400 人 (約 600 人)
急傾斜地崩壊による死者		約 100 人	約 30 人	約 60 人
地震火災による死者	風速3m/s	約 2,100 人 ~約 3,800 人	約 500 人 ~約 900 人	約 5,700 人 ~約 10,000 人
	風速8m/s	約 3,800 人 ~約 7,000 人	約 900 人 ~約 1,700 人	約 8,900 人 ~約 16,000 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		約 10 人	約 200 人	約 500 人
死者数合計	風速3m/s	約 13,000 人 ~約 15,000 人	約 5,000 人 ~約 5,400 人	約 13,000 人 ~約 17,000 人
	風速8m/s	約 15,000 人 ~約 18,000 人	約 5,500 人 ~約 6,200 人	約 16,000 人 ~約 23,000 人
負傷者数		約 109,000 人 ~約 113,000 人	約 87,000 人 ~約 90,000 人	約 112,000 人~ 約 123,000 人
揺れによる建物被害に伴う要救助者 (自力脱出困難者)		約 72,000 人	約 54,000 人	約 58,000 人

前回報告書（H25）における被害様相（人的被害）

●地震発生直後

建物倒壊等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物を中心に、揺れによる建物の倒壊等により、約4,000人～1万人の死者が発生。なお、深夜は自宅等で就寝中に被災する人が多く、被害が最大。 <ul style="list-style-type: none"> 自宅や職場等で、老朽化や耐震性の低い木造建物が倒壊し、下敷きになり死傷。 自宅や職場等で、ビルやマンションの中間階の圧潰や建物の倒壊により、下敷きになり死傷。
急傾斜地崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 地震に伴う急傾斜地の崩壊により家屋の倒壊や土砂による生き埋め等が発生し、約30～100人の死者が発生。
火災	<ul style="list-style-type: none"> 出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込め、延焼拡大時の屋外での逃げ惑いにより、約500人～約1万6000人の死者が発生。 集合住宅や高層ビル、地下街等で煙に巻かれて死傷。
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外転倒物や屋外落下物により、約10人～500人の死者が発生。 <ul style="list-style-type: none"> 沿道の建物の倒壊に巻き込まれて死傷。 ブロック塀やレンガ塀、石塀が倒れて下敷きとなり死傷。 落下した屋根瓦が直撃し死傷。 外壁パネルやコンクリート片が直撃し死傷。 街路樹や電柱、自動販売機等の転倒に巻き込まれて死傷。 ビルの看板や窓ガラスが直撃し死傷。
屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	<ul style="list-style-type: none"> 屋内において、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物により、約500人～1,000人の死者が発生。 <ul style="list-style-type: none"> 自宅や職場等で、家具や什器が転倒し、その下敷きとなり死傷。 自宅や職場等で、本棚や食器棚等から内容物の飛散、窓ガラス等の飛散により負傷。 自宅や職場等で、熱湯の入ったやかんやストーブ等が転倒して負傷（熱傷）。 商店等で、看板や展示物が落下・転倒し下敷きとなり死傷。 体育館や屋内プール、集会場等で、吊り天井等が落下し下敷きとなり死傷。
揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）	<ul style="list-style-type: none"> 揺れによる建物倒壊等により閉じ込め被害が発生し、救助を要する人が約5万人～7万人発生。 家族・近隣住民等により救助活動が行われるものの、重機等の資機材や専門技術を有する警察・消防・自衛隊等による救助活動が必要。
域内の救命・救助活動主体の不足	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、現場周辺の住民、警察、及び消防（消防団）等により、救命救助活動が行われる。 域外からの緊急交通路は主要路線の啓開に1～2日程度を要し、発災直後は域外から道路を使つての救助部隊の移動が限定的。
膨大な数の要救助者を搬送する救急車の不足	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後から膨大な人数の負傷者が発生するが、病院に搬送するための救急車の台数が不足。 病院等への搬送ルートも被災や交通渋滞等により搬送に時間を要し、病院等への搬送後に救助現場に戻れる救急車数がさらに不足。
ヘリコプター等の活動調整	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプターのピストン輸送により被災地域外からの救命救助部隊が被災地の応援に駆けつける。 被災地内の通信の途絶等に伴い、被災地内の緊急ヘリポートの設定、連絡調整に時間を要する。 一部のヘリポート適地で多数の避難者、帰宅困難者等が滞留する等、ヘリコプターが着陸できない。

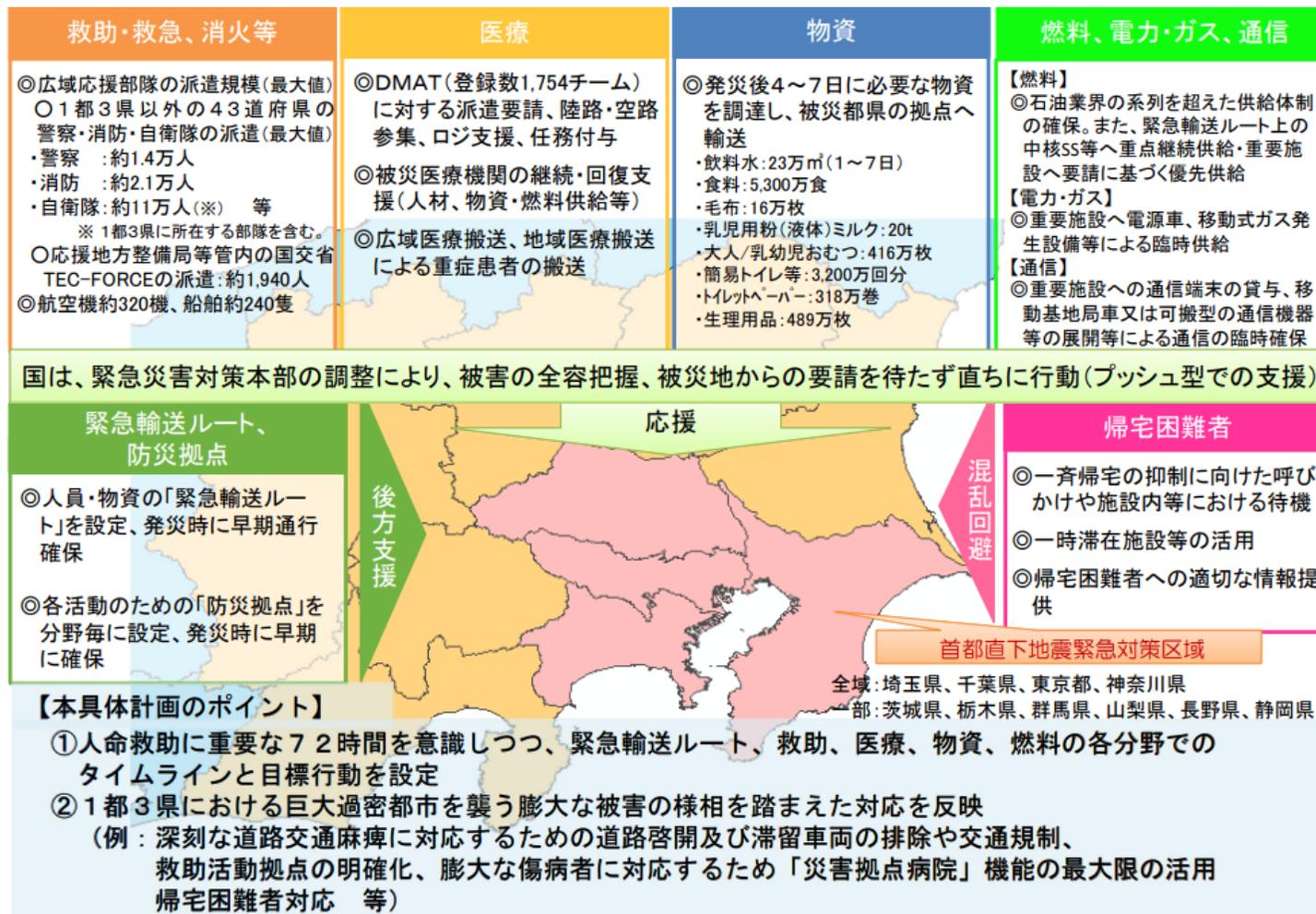
●概ね1日後～数日後

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な数の救助件数になるとともに、被災地で活動できる実動部隊数にも限界があるため、救助活動が間に合わず、時間とともに生存者が減少。 倒壊した建物から救出された人でも、挫滅症候群により死亡する人が発生。
---------------------------	---

首都直下地震における具体的な 応急対策活動に関する計画（具体計画）

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）の概要

- 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（具体計画）は、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づき作成された災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画。（平成28年3月中央防災会議幹事会決定）
- 指定行政機関、指定公共機関等の**防災関係機関は、東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始。**
- 国及び地方公共団体の**複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート**の通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行う。



首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン (※第1回WG資料 再掲)

○ 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた以下に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。

- 基本理念**
- ①被害規模の早期把握・正確な情報収集
 - ②生命・身体を守ることを最優先に、人材・物資等の資源を適切に配分
 - ③被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応

首都直下地震発生
(23区震度6強以上)

(モデルケース)
緊急参集チーム協議
・被害状況の報告
・各省庁の対応状況等

随時、官房長官等による会見を実施

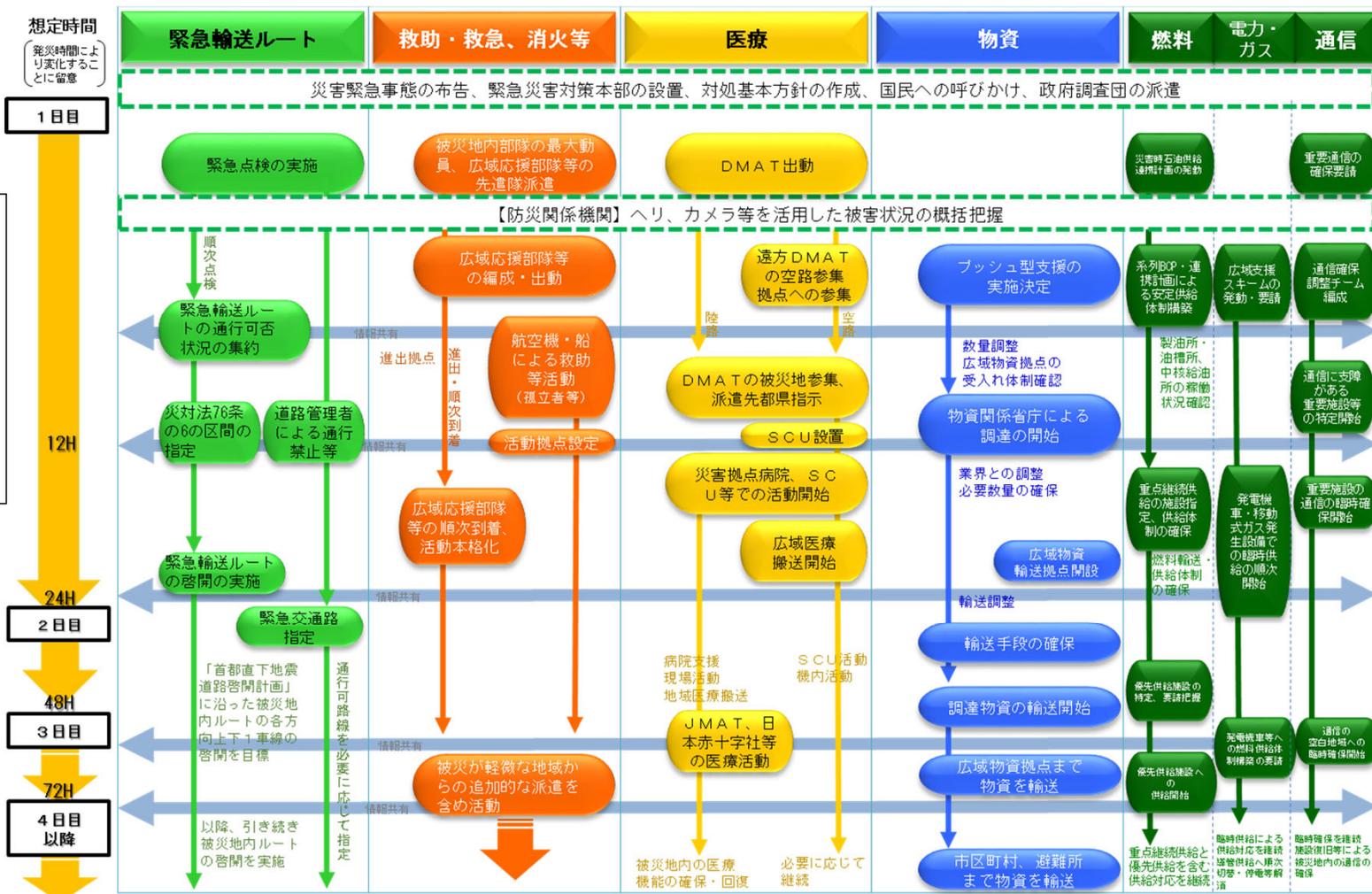
臨時的閣議
・緊急災害対策本部の設置

- 総理が本部長、防災担当大臣及び官房長官が副本部長
- 本部長は全ての国務大臣等
- 事務局長は内閣府政策統括官(防災担当)
- 予め定められた関係省庁職員は速やかに参集し事務局の業務に従事

第1回緊対本部会議
・被害状況、各省庁の対応状況等の共有等

第2回緊対本部会議
・被害状況、各省庁の対応状況等の共有等

具体計画に基づく応急対策活動



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

注 1) 災害発生時の状況に応じてフローが異なる場合がある。
注 2) その他必要に応じて、災害緊急事態の布告、政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を実施。

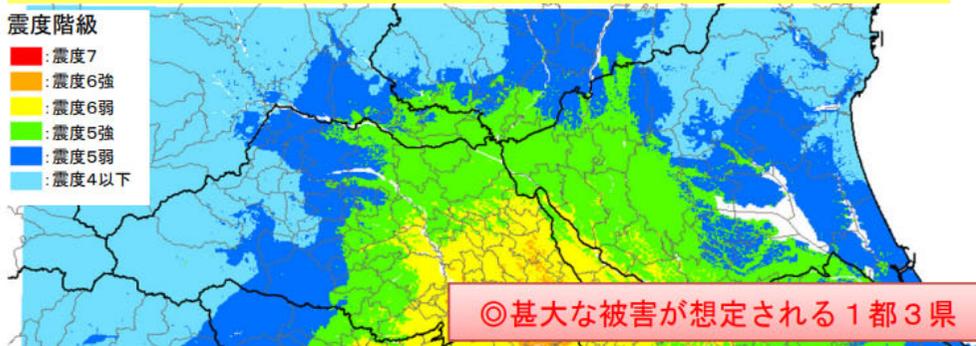
救助・救急、消火活動等に係る計画

首都直下地震における救助・救急、消火活動等に係る計画

- 首都直下地震による甚大な被害に対して、発災直後から、1都3県の警察・消防は最大限の動員をするとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEを最大限動員。
- 全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCEを可能な限り早くて確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を規定。

【派遣方針】

- 震度階級
- 震度7
 - 震度6強
 - 震度6弱
 - 震度5強
 - 震度5弱
 - 震度4以下



◎ 甚大な被害が想定される1都3県

全国から最大勢力の 広域応援部隊を投入(最大値)

- 1都3県以外の警察・消防・自衛隊の派遣
警察：約1.4万人
消防：約2.1万人
自衛隊：約11万人(※)
※1都3県に所在する部隊を含む。
- 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣
：約1,940人

派遣

域内は最大限動員

- 1都3県の警察・消防機関
警察職員：約8.2万人
消防職員：約4.6万人
消防団員：約7.7万人
- 受援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣：約420人

- 活用する航空機、艦船・船舶
航空機約320機
艦船・船舶約240隻



※警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省の調整により運用する航空機、艦船・船舶の数の航空機による輻輳等が危惧されるため、内閣府防災が関係省庁や関係団体との合意を経て「首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアル」を策定

【広域応援部隊の派遣手順】

- 広域応援部隊の出動を迅速に決定
- 進出拠点に速やかに進出、被害状況を踏まえた派遣先の決定
- 1都3県での救助・消火活動

- ・ 甚大な被害が発生する1都3県に広域応援部隊が集中するため、救助活動拠点及び航空機用救助活動拠点の候補地をあらかじめ明確化
救助活動拠点：約250ヶ所 航空機用救助活動拠点：約90ヶ所
- ・ 部隊間の円滑な調整の仕組み（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化



警察災害派遣隊の概要

- 東日本大震災への対応を教訓とし、大規模災害発生時における広域的な部隊運用の拡充を図るため、平成24年5月より、即応部隊（約1万人）と一般部隊から構成された警察災害派遣隊を編成。
- 情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

警察災害派遣隊



能登半島地震における活動実績（R6.10.31時点） 延べ約13万人を被災地へ派遣

首都直下地震発災時の警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先について

- 首都直下地震発生後、警察は警察庁調整の下、1都3県警察を除く43道府県警察について、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には直ちに進出拠点等に向けて部隊を出動させる。
- 具体計画では、首都直下地震発生時の警察災害派遣隊の派遣規模（全国合計：約13,580人、車両3,460台）及び派遣先を定めている。

<警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先等> ※被災状況に応じて、派遣先の決定は柔軟に行われる

区分	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	派遣先都 県	区分	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	派遣先 都県
	管区	道府県					管区	道府県			
想定上、被害のない37道府県	北海道	北海道	約 800 人	約 200 台	東京都	想定上、被害のない37道府県	中国 四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	約 1,930 人	約 500 台	東京都
	東北	青森県 岩手県	約 1,300 人	約 325 台	埼玉県		九州	福岡県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	約 2,200 人	約 560 台	東京都
		宮城県			東京都						
		秋田県 山形県 福島県			千葉県						
	関東	新潟県	約 420 人	約 115 台	埼玉県		中部	愛知県	約 1,830 人	約 470 台	東京都
	中部	富山県 石川県 福井県	埼玉県	神奈川県							
		岐阜県 三重県	東京都								
		近畿	大阪府		約 3,400 人		約 860 台	東京都	近畿	滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県	約 3,400 人
	滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県	神奈川県									
							首都直下地震緊急対策区域を管轄する6県	関東	茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 静岡県	約 1,700 人	約 430 台



※被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定

緊急消防援助隊について

- 緊急消防援助隊とは、大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**。
- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設され、平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

登録隊数 6,661隊 25,504人 (令和6年4月1日現在)

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めるとき

<緊急消防援助隊が出動した災害対応状況>



栃木県足利市林野火災
撮影：横浜市消防局



静岡県熱海市土石流災害
撮影：甲府広域組合消防本部



令和6年能登半島地震
撮影：消防庁

※写真は栃木県足利市林野火災、静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震のもの

<緊急消防援助隊の出動実績> ※令和6年11月6日現在

- 発足から約29年間で、45回の出動
- 内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）17回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

<緊急消防援助隊が出動した近年の災害>

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動人員
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	271人	H30.7.6～7.31	26日	5,385人
平成30年北海道胆振東部地震	43人	H30.9.6～9.10	5日	827人
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4人	R1.8.28～8.31	4日	146人
令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	121人	R1.10.13～10.18	6日	1,038人
令和2年7月豪雨	88人	R2.7.4～7.15	12日	1,999人
栃木県足利市林野火災	0人	R3.2.25～3.3	7日	145人
静岡県熱海市土石流災害	28人	R3.7.3～7.26	24日	3,099人
令和6年能登半島地震	415人	R6.1.1～2.21	52日	17,284人
令和6年9月20日から9月21日の大雨による災害	16人	R6.9.21～9.21	13日	1,853人

令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動について

- 緊急消防援助隊は、2月21日まで52日間にわたって活動し、計21都府県から延べ約5万9千人が出動。
- 1月1日から2日未明にかけては、消防庁から合計18都府県に対して出動指示を行い、発災当初から約2,000人が出動。
- 緊急消防援助隊の隊員は厳寒期の過酷な環境の中、懸命な救助活動等を実施。孤立地域からの救助や物資搬送、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送、被災した奥能登広域圏事務組合消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動も行った。

消防活動の概要

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

〔その他〕

- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査



渋田町活動状況



消防ヘリコプターでの搬送

※写真については、緊急消防援助隊の活動隊及び消防庁により撮影

被災県	部隊別	活動期間	応援県等			
石川県	統括指揮支援隊	1月1日～2月21日 計52日間	名古屋市消防局			
		1月1日～15日 計15日間	新潟市消防局			
	指揮支援隊	1月1日～2月21日 計52日間	京都市消防局			
		1月1日～2月21日 計52日間	大阪市消防局			
	陸上	都道府県大隊	1月1日～10日 計10日間	群馬県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県		
			1月1日～15日 計15日間	新潟県		
			1月1日～21日 計21日間	静岡県		
			1月1日～2月2日 計33日間	大阪府		
			1月1日～2月3日 計34日間	愛知県		
			1月10日～19日 計10日間	山梨県、三重県、鳥取県		
			1月10日～22日 計13日間	富山県、長野県		
			1月10日～2月3日 計25日間	東京都		
			1月10日～2月13日 計35日間	神奈川県		
			1月1日～2月21日 計52日間	京都府		
			1月14日～2月21日 計39日間	兵庫県		
			航空	航空指揮支援隊	1月1日～9日 計9日間	長野県
					1月9日～18日 計10日間	新潟県
	1月5日～31日 計27日間	福井県				
	1月11日～25日 計15日間	静岡県				
	1月18日～27日 計10日間	鳥取県				
	1月18日～2月12日 計26日間	富山県				
	航空	航空後方支援小隊	1月1日～10日 計10日間	滋賀県		
			1月10日～19日 計10日間	奈良県		
航空小隊		1月19日～28日 計10日間	静岡市			
		1月1日～25日 計25日間	大阪市			
		1月1日～2月12日 計43日間	名古屋市、京都市			
		1月2日～31日 計30日間	群馬県、三重県、兵庫県			
		1月2日～22日 計21日間	川崎市			
		1月2日～25日 計24日間	横浜市			
		1月2日～2月12日 計42日間	埼玉県、東京消防庁			
		1月3日～22日 計20日間	岐阜県			
		1月3日～25日 計23日間	和歌山県			
		1月5日～25日 計21日間	浜松市			
		1月7日～22日 計16日間	山梨県			
		1月7日～31日 計25日間	千葉市			
1月20日～31日 計12日間	奈良県					
1月1日～2月20日 計51日間	富山県					
新潟県	航空	航空小隊	1月1日～2日 計2日間	東京消防庁		

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

- 首都直下地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うため、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、**応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入すること**としている。

「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、第一次出動都道府県大隊※1及び出動準備都道府県大隊※2だけでは、消防力が不足すると考えられることから、**長官が別に当該地震ごとにアクションプラン（以下「AP」という。）を定めること**としている。全国から広く応援が必要となる当該災害ごとにAPを定めることにより、被災地において緊急消防援助隊が迅速・的確に活動することが期待できる。

なお、首都直下地震における緊急消防援助隊AP（以下「首都直下AP」という。）は「**首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画**」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものとなっている。

※1 第一次出動都道府県：第一次に応援出動する都道府県。災害発生都道府県の隣接4都道府県を指定している。

※2 出動準備都道府県：第一次出動都道府県大隊では消防力が不足する場合に応援出動する都道府県。災害発生都道府県に比較的近い12都道府県（第一次出動都道府県を除く）を指定している。

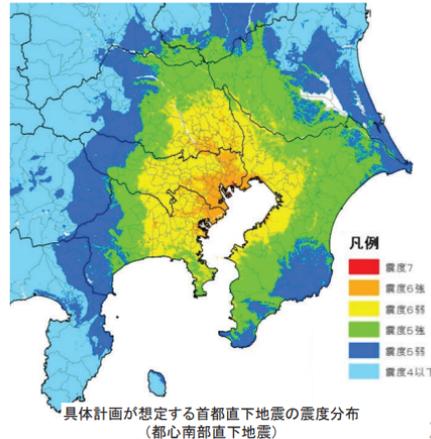
首都直下AP（改定前）の特徴

- ① 受援都道府県※3以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を投入
- ② 即時応援都道府県※3に対しては、首都直下APの適用と同時に統合機動部隊及び統括指揮支援隊の出動指示を行い、初動時の迅速性を確保
- ③ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定

※3 受援都道府県、即時応援都道府県の詳細は3ページを参照。

首都直下APの適用基準

- ① 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- ② ①のほか、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は首都直下APに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合



具体計画が想定する首都直下地震の震度分布（都心南部直下地震）

2

■首都直下APにおける都道府県大隊の応援編成

受援都道府県	即時応援都道府県の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県の都道府県大隊
東京都	北海道〔1※〕、青森県、山形県、新潟県〔1※〕、石川県、福井県、三重県〔1※〕、滋賀県、京都府、兵庫県〔1※〕、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県〔1※〕、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〔1※〕、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府〔1※〕	群馬県
千葉県〔1※〕	宮城県、岡山県〔1※〕	茨城県
神奈川県〔1※〕	岐阜県、愛知県〔1※〕、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県〔1※〕

【エネ】：エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

■即時応援都道府県の発災から出動までの流れ

時間目安	消防庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊			
発災	アクションプラン適用判断 出動準備（出動可能隊数報告）依頼 統括指揮支援隊へ出動指示 都道府県大隊へ出動指示	出動準備	出動準備	出動準備			
10分							
30分					出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告 （統合機動部隊）
60分	出動指示（配置が決定した隊から） <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊・航空小隊 ②航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 （統括指揮支援隊）	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 （統合機動部隊）			
		出動、出動隊数報告 （指揮支援隊）		出動可能隊数報告 （都道府県大隊）			
				出動、出動隊数報告 （都道府県大隊）			

首都直下地震発災時の緊急消防援助隊の最大出動規模及び応援先について

- 首都直下地震発生後、消防庁は、甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれる1都3県を除く43道府県について、直ちに当該道府県における緊急消防援助隊の出動可能状況を確認し、出動可能な全部隊に対して進出拠点へ出動を指示する。
- 具体計画では、首都直下地震発災時の緊急消防援助隊の最大出動規模（全国合計：隊員約20,550人、隊数約5,380隊）及び応援先を定めている。

＜緊急消防援助隊の最大出動規模及び応援先等＞ ※被災状況に応じて、応援先の決定は柔軟に行われる

区分	隊の所在地		最大出動規模※1		応援先
	地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)	
東北地方	北海道	北海道	約1,540	約390	東京都
	青森県	青森県	約450	約120	
	岩手県	岩手県	約400	約100	埼玉県
		宮城県	約500	約140	
		秋田県	約370	約90	
	山形県	山形県	約280	約80	東京都
		福島県	約510	約130	
中部地方	新潟県	約680	約170	東京都	
	富山県	約350	約90		
	石川県	石川県	約320	約90	東京都
		福井県	約280	約70	
	岐阜県	岐阜県	約530	約140	神奈川県
		愛知県	約1,260	約310	
	三重県	三重県	約410	約120	東京都
滋賀県		約280	約70		
近畿地方	京都府	約490	約120	東京都	
	大阪府	約1,150	約310		
	兵庫県	兵庫県	約970	約270	東京都
		奈良県	約300	約80	
		和歌山県	約290	約80	
中国地方	鳥取県	約190	約50	神奈川県	
	島根県	約270	約70		
	岡山県	岡山県	約510	約130	千葉県
		広島県	約660	約180	
	山口県	約370	約100	東京都	
四国地方	徳島県	約280	約70		
	香川県	約250	約60		
	愛媛県	約360	約100		
	高知県	約270	約70		

区分	隊の所在地		最大出動規模※1		応援先
	地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)	
九州地方	九州地方	福岡県	約790	約210	東京都
		佐賀県	約210	約60	
		長崎県	約330	約90	
		熊本県	約420	約110	
		大分県	約300	約80	
		宮崎県	約230	約60	
		鹿児島県	約390	約110	
		沖縄県	約270	約70	
		小計		約17,430	
関東地方	関東地方	茨城県	約730	約190	千葉県
		栃木県	約440	約110	
		群馬県	約390	約100	埼玉県
		山梨県	約250	約70	
		静岡県	約770	約190	
中部地方	長野県	約550	約140	東京都	
静岡県	約770	約190			
小計		約3,120	約800		
合計		約20,550	約5,380		

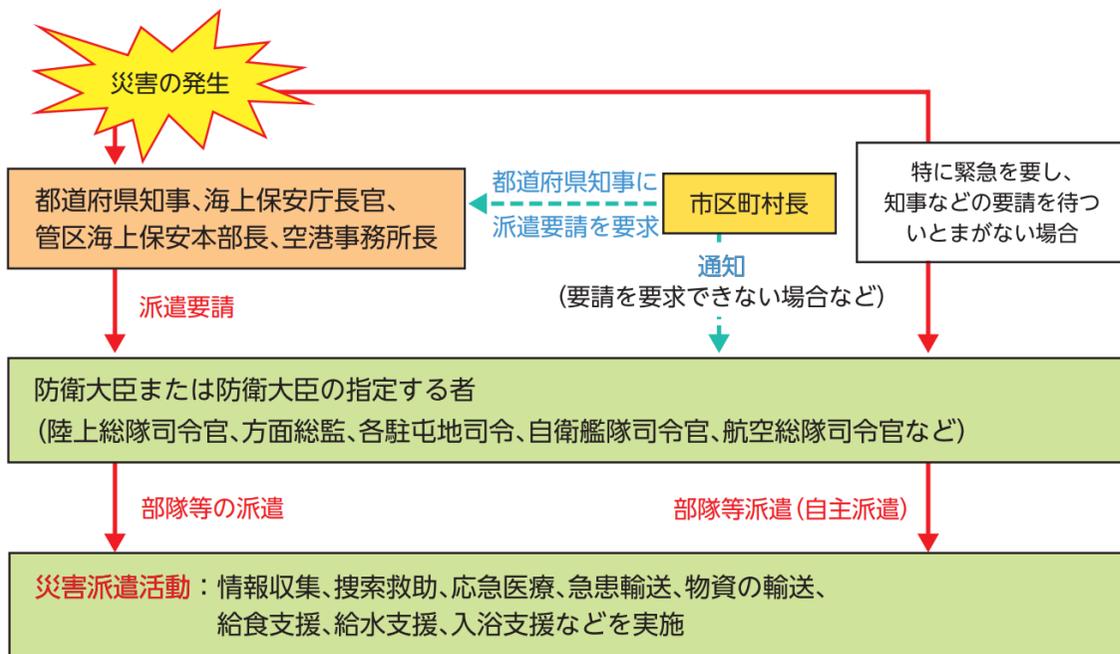
※1 令和4年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。



自衛隊の災害派遣の流れ

- 都道府県知事などは、災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣または防衛大臣の指定する者に要請することができる。そして、要請を受けた防衛大臣などは、緊急性、非代替性、公共性の3つの要件を総合的に判断し、やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。
- ただし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、防衛大臣などは、要請を待たないで、自主的に部隊等を派遣することができる。

■ 災害派遣の流れ



■ 自衛隊が活動した近年の大規模災害の例

災 害	活動期間	活動人員※
東日本大震災	平成23年 3月11日～12月26日	延べ約 1,066万人
熊本地震	平成28年 4月14日～5月30日	延べ約 81万人
九州北部豪雨	平成29年 7月5日～8月20日	延べ約 8万人
平成30年 7月豪雨	平成30年 7月6日～8月18日	延べ約 96万人
北海道胆振東部地震	平成30年 9月6日～10月4日	延べ約 21万人
令和元年房総半島台風 (台風第15号)	令和元年 9月9日～11月5日	延べ約 10万人
令和元年東日本台風 (台風第19号)	令和元年10月12日～11月30日	延べ約 88万人
令和2年 7月豪雨	令和2年 7月4日～8月7日	延べ約 35万人

※活動人員とは、現地活動人員に加えて整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員等の後方活動人員を含めた人員数

出典：防衛省「令和6年版防衛白書」

<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06zenpen.pdf>

出典：内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第7回）」資料2 を一部更新

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/7/pdf/2.pdf

令和6年能登半島地震に係る自衛隊の対応

- 能登半島地震では、自衛隊は人命救出を第一義とした搜索・救助活動や生活支援活動など、地震対応での災害派遣としては過去最長となる8か月にわたり、延べ114万人の隊員が災害派遣活動に従事。
- 人命救助・医療支援、物資輸送・生活支援、2次避難の支援など幅広く活動を行った。

令和6年能登半島地震に係る自衛隊の対応

令和6年8月
防衛省

【人命救助・医療支援】

- 発災当初から、人命救助に全力を挙げ、これまで、約1,040名を救助。
- 医官や看護官等による衛生支援チームが、孤立地域を中心に巡回診療を実施。

【物資輸送・生活支援】

- 政府全体でプッシュ型支援に取り組む中、自衛隊のトラック等により、支援物資を1ヶ所（金沢）に集積した上で、さらに、ヘリや車両により、支援物資を輪島市、珠洲市、能登町志賀町、七尾市及び穴水町の各集積所等に輸送し、その後、各避難所まで輸送。
- 避難所の被災者の具体的な要望をきめ細かく直接聴取し、必要に応じ物資を自衛隊で調達し、配布。
- 被災者のニーズに基づき、コンビニやスーパーの生活物資を、自衛隊のヘリや車両に搭載し、避難所に輸送。
- 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市及び志賀町において、給水支援を実施。
- 珠洲市、七尾市、輪島市、富山県氷見市、穴水町及び志賀町において、給食支援を実施。
- 珠洲市、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町及び能登町において、入浴支援を実施。（珠洲市における支援は継続中）
- 避難所等において、音楽隊による慰問演奏会を実施。

【2次避難の支援】

- 能登空港等を使用し、自衛隊の輸送力による孤立地域等からの被災者の2次避難に係る輸送支援を実施（1月19日に石川県は孤立地域の実質的な解消を発表）。

【PFI 船舶による活動】

- 防衛省がPFI形式で契約している民間船舶2隻を七尾港に派遣し、被災された方々や地方自治体からの派遣職員等の休養施設等として開設。



輪島朝市地域の搜索活動



即応予備自衛官による物資輸送



予備自衛官による巡回診療



能登空港における
空自C-2による2次避難輸送

13

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）とは

- 国土交通省TEC-FORCEは、人命救助を最優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等を行う。

TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE

国土交通省緊急災害対策派遣隊
TEC-FORCE(テック・フォース)

TEC-FORCEとは

- 大規模自然災害の発生後、河川、土砂災害、道路等の各分野に精通した国土交通省各組織の職員や必要な資機材を派遣し、迅速に**地方公共団体等を支援**
- 平成20年4月に創設、隊員数は創設当時から **約6倍に増強**
※H20.4創設時:2,547人 → R6.4月時点:17,129名

主な活動内容

- 被災状況調査
- 復旧工法、緊急措置の企画・提案、助言等
- 排水ポンプ車による緊急排水
- 二次災害防止のための捜索機関等への助言
- 緊急輸送路確保のための道路啓開、応急復旧
- 被災自治体へのリエゾン派遣

提供:国土交通省



防災ヘリ「愛らんど号」

(防災ヘリによる被災状況の把握)



排水ポンプ車を用いた緊急排水



寸断した道路の啓開

能登半島地震におけるTEC-FORCEの活動

- 能登半島地震におけるTEC-FORCEの派遣は熊本地震の規模を越え、地震災害としては過去最大規模で対応。
- 関係機関と連携した本格的な給水支援、空港運用支援、支援物質輸送や2次避難における輸送支援など、今回新たに実施した活動もあった。

TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）等の活動

情報収集



リエゾンによる珠洲市長への支援ニーズの確認
(石川県珠洲市)



1/1発災初日からリエゾンによる情報収集を実施
(石川県庁) ※写真は1/2



関係機関との情報共有
(石川県能登町)

被災状況調査



防災エキスパートによるTEC-FORCE被災状況調査班への助言
(石川県中能登町役場)



被災建築物応急危険度判定
(石川県穴水町)



ヘリによる被災状況の把握
(石川県輪島市)

応急対応



昼夜を徹した道路の緊急復旧
(石川県輪島市)

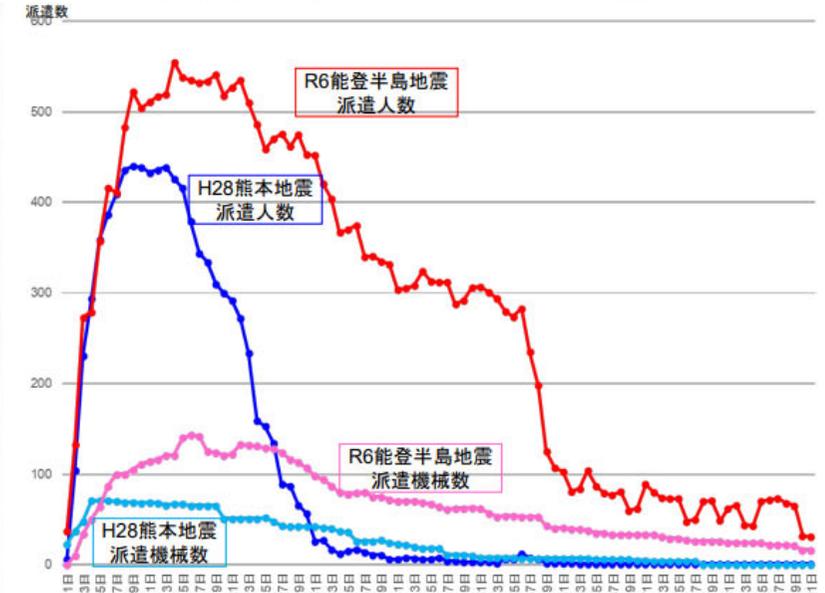


復興まちづくりに対するリエゾン・UR・自治体による合同調査・打合せ
(石川県輪島市)



陸路が遮断された施設へのドローンによる物資輸送
(石川県能登町)

熊本地震と能登半島地震へのTEC-FORCE(人員及び機械)派遣状況



地震災害としては、のべ派遣人数(25,967人・日)、日最大派遣人数(555人)とも、過去最大規模で対応



能登空港の滑走路復旧作業
(能登空港)



救援ヘリ等の受入調整や運用時間拡大の空港運用支援
(能登空港)

首都直下地震発災時のTEC-FORCE隊員の最大派遣規模等について

- 首都直下地震発災直後は、受援地整等が中心となり、被災した首都地域に対して最大限のTEC-FORCEを動員して、災害応急対策活動を開始する。応援地整等のTEC-FORCEが到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等のTEC-FORCEが一体となって、被災地を支援する活動を迅速に行う。
- 具体計画では、首都直下地震発災時のTEC-FORCE隊員の最大派遣規模（全国合計：約1,940人）等を定めている。

<TEC-FORCEの最大派遣規模等> ※被災状況等に応じて、派遣規模等の決定は柔軟に行われる

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人)	派遣予定先
(応援地整等)	北海道開発局	約 380 人	関東地方整備局
	東北地方整備局	約 290 人	
	北陸地方整備局	約 190 人	
	中部地方整備局	約 210 人	
	近畿地方整備局	約 220 人	
	中国地方整備局	約 170 人	
	四国地方整備局	約 120 人	
	九州地方整備局	約 290 人	
	北海道・東北・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局	約 70 人	

■ 広域派遣のタイムラインのイメージ

1日目：発災後、直ちに広域進出拠点等に向けて出動

2日目：受援・応援地整等のTEC-FORCE一体で活動を開始

3日目：最大勢力のTEC-FORCE・災害対策用機械等が活動

■ 広域進出拠点等の配置



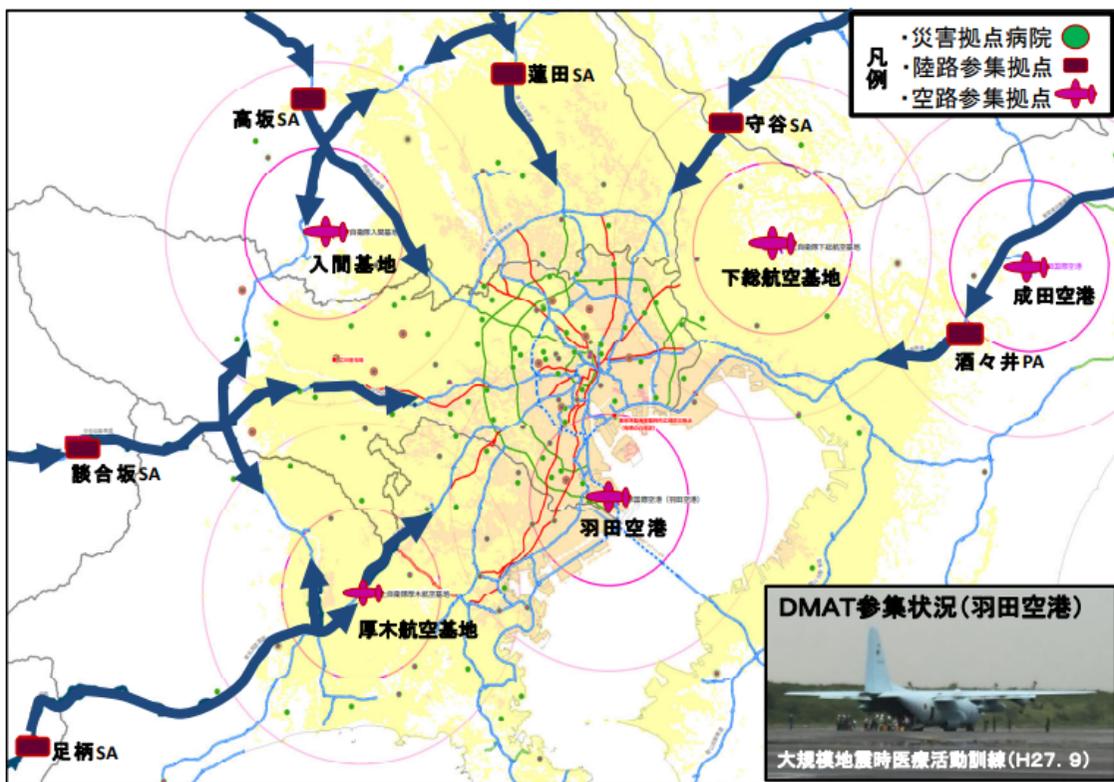
医療活動に係る計画

首都直下地震における医療活動に係る計画

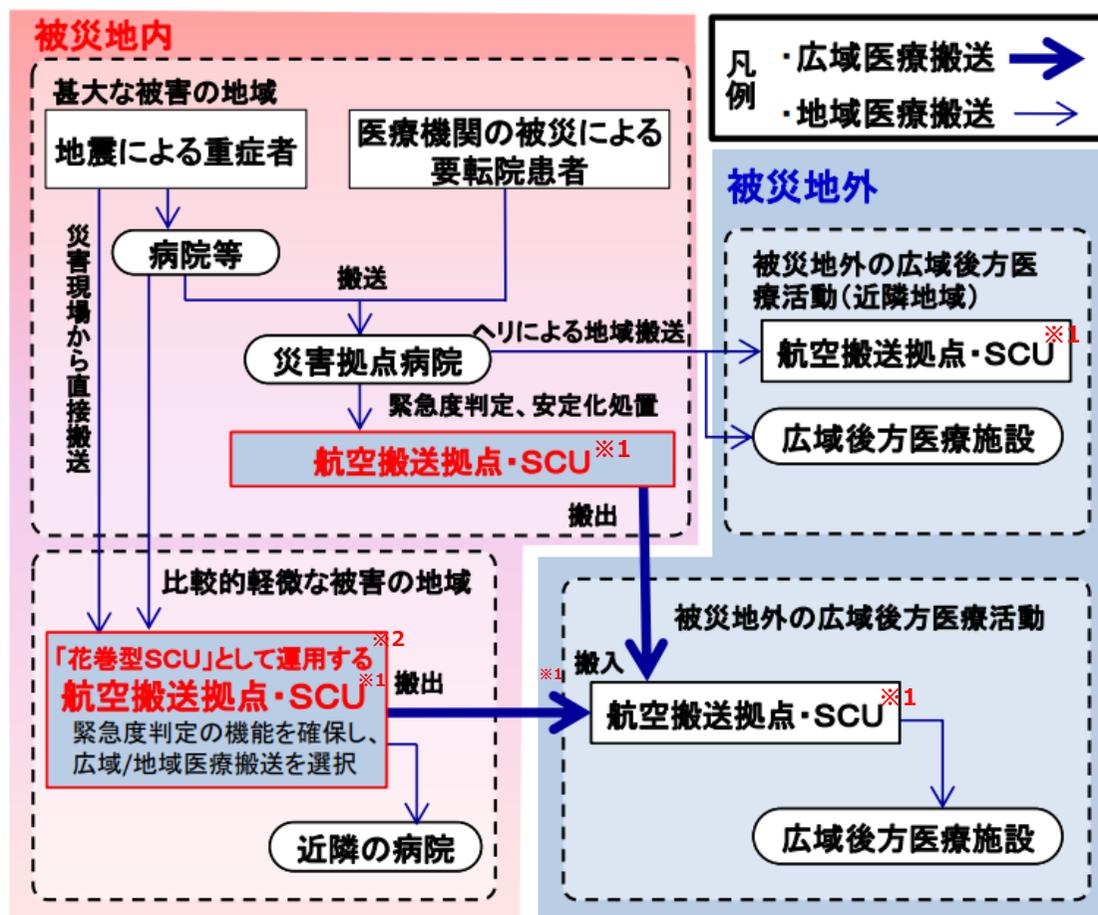
- 首都直下地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者と医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大。
- 一方、被災地である1都3県には、災害拠点病院が164病院（令和4年4月現在 全国765病院の2割超）が存在し、これらの医療資源を最大限活用することが必要。
- このため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限の対応が可能な体制の確保を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築。

【DMATの参集】

- ・ 被災地である1都3県に陸路や空路により全国からDMATが参集
- ・ 高速道路のSA・PAや空港等に参集し、派遣先都県を指示
- ・ 被災地内の災害拠点病院等で支援活動を実施



【重症患者の医療搬送等の流れ】



※1 SCU (Staging Care Unit) : 航空搬送拠点臨時医療施設

※2 花巻型SCU : 従来の広域医療搬送トリアージを受けた傷病者のみを受け入れるのではなく、広域医療搬送トリアージも含めてSCUに集約したもの

保健医療福祉調整本部による調整（※第3回WG資料再掲）

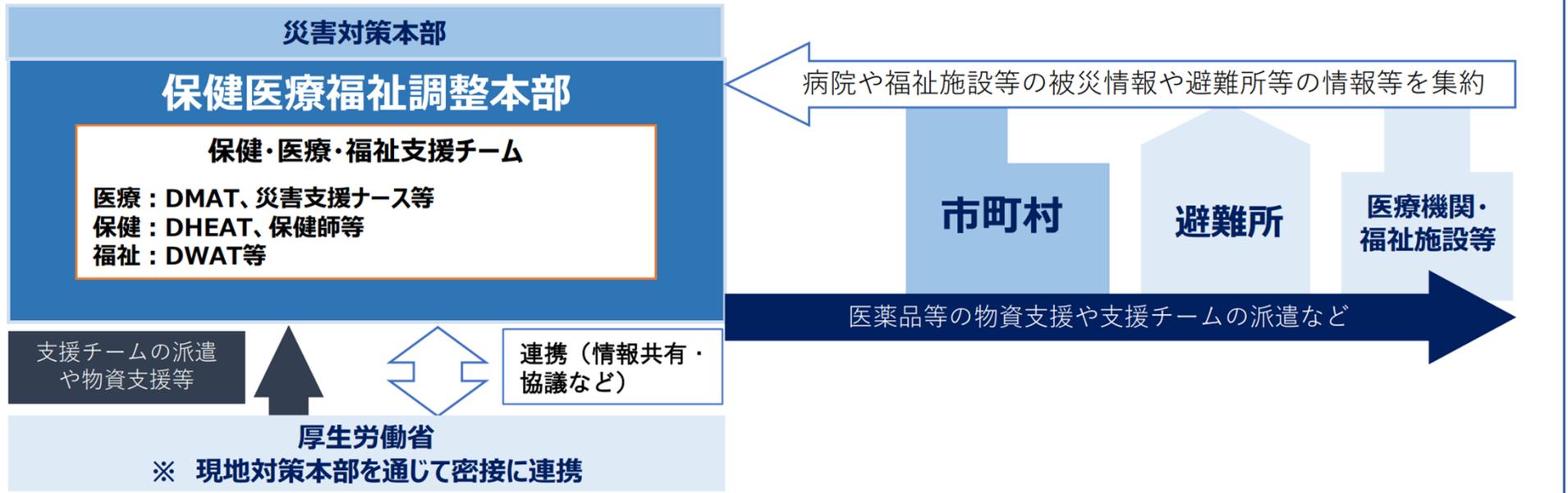
- 「保健医療福祉調整本部」は、災害時における保健医療福祉活動に係る総合調整を担う組織として設置され、関係機関との連携、情報収集・分析、避難所等で活動する保健医療活動チームの派遣調整等を実施。
- 具体計画では、被災都県は、災害対策本部内、又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う**保健医療福祉調整本部等**を設置するとされている。

概要

- 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「**保健医療福祉調整本部**」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。
- 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。4月5日時点で本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。

【取り扱われた内容】

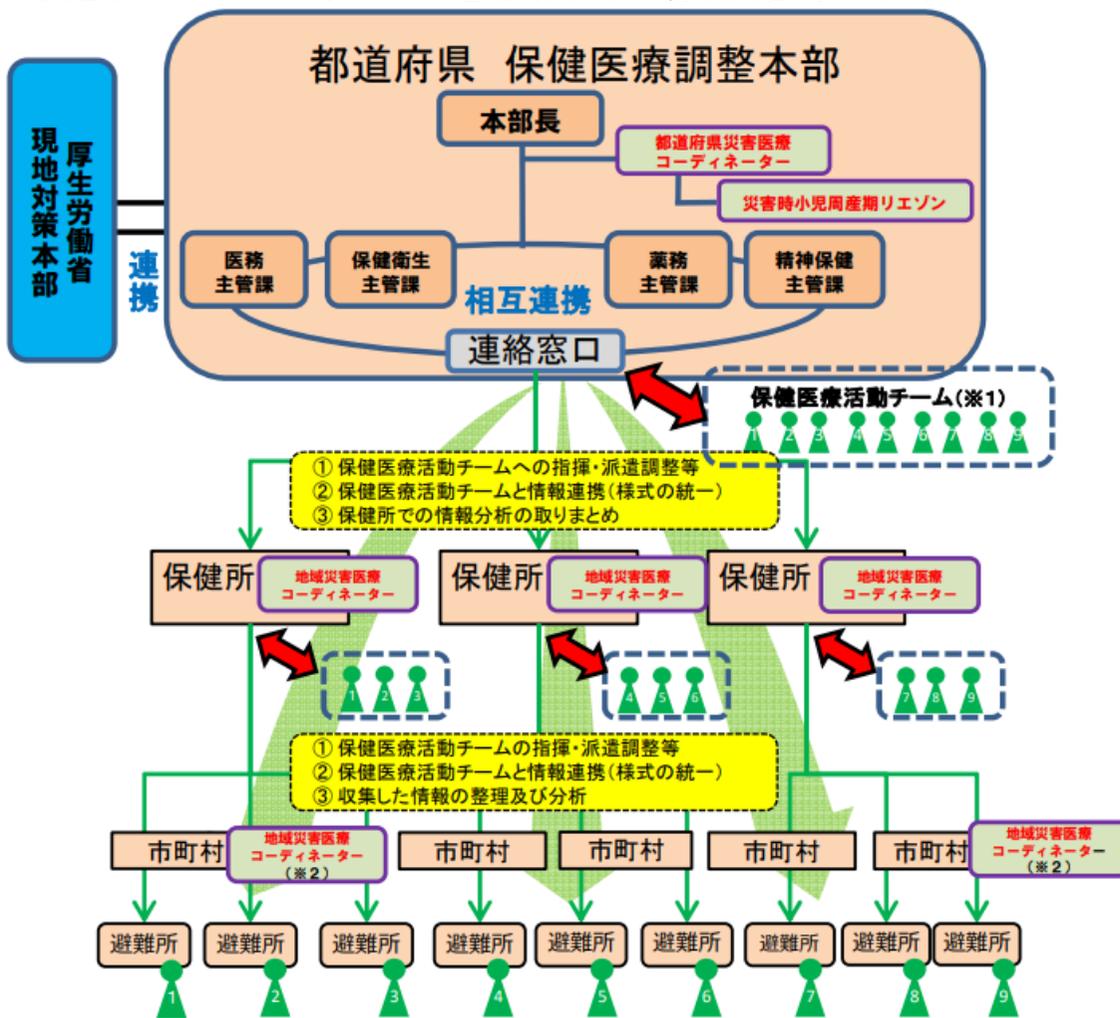
- 初動 : 応急的な医療確保のための医療チーム派遣、被災者の健康状況の把握、避難所の健康管理、感染症対策など
- 初期 : 要配慮者の二次避難の推進、避難生活の長期化を支える保健医療福祉の専門職の応援派遣など
- 中期以降 : 医療機関や福祉施設の復旧に向けた復旧計画の策定や職員の住居確保策の支援など



都道府県災害医療コーディネーター等の配置

- 具体計画では、被災都県は、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置するとされている。

■ 災害医療コーディネーターを活用した大規模災害時の体制モデル



- (※1) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)
- (※2) 被災都道府県は、地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

災害医療コーディネーター (DMC) :

災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。

災害時小児周産期リエゾン :

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

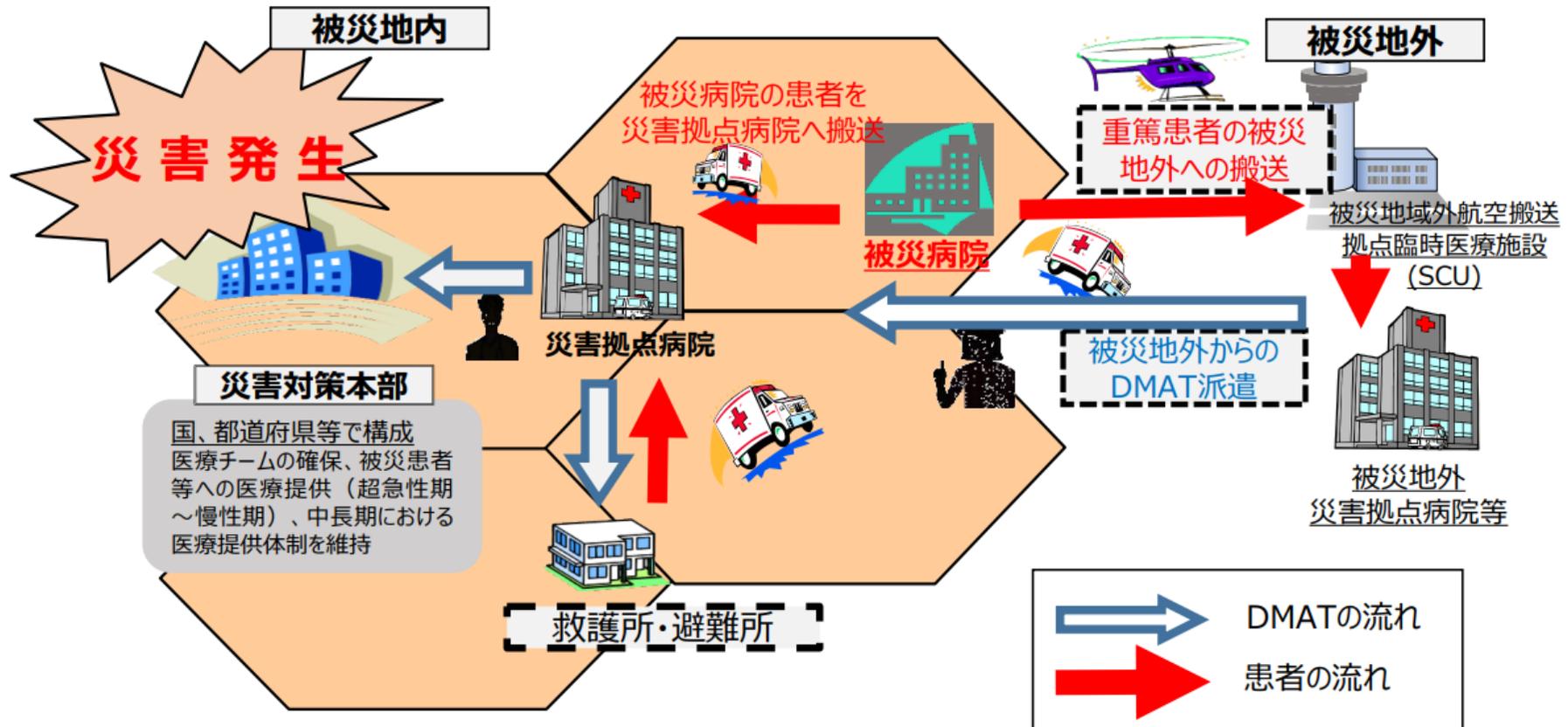
■ 東京圏における災害医療コーディネーター等の任命状況

	都道府県 DMC※1	地域DMC※2	災害時小児周産 期リエゾン※3
埼玉県	5	63	23
千葉県	11	53	12
東京都	27	0	52
神奈川県	9	24	38
全国	857	1361	1007

- ※1 都道府県DMC任命者数は地域DMCを兼任する者も含む。数値はR3.8.1時点
- ※2 地域DMC任命者数は都道府県DMCを兼任する者も含む。数値はR3.8.1時点
- ※3 数値はR5.10.1時点

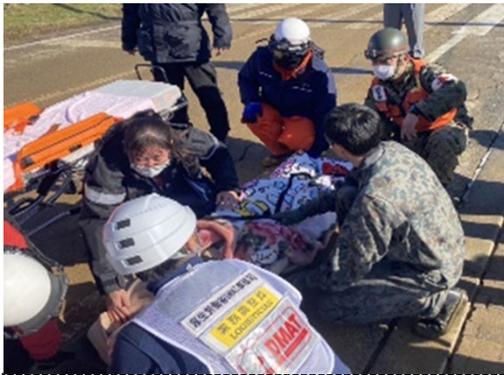
災害派遣医療チーム（DMAT）

- DMATとは、大地震等の災害時や新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守ることを目的とした厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。
- 災害時の対応を想定し、平成17年3月から養成を開始（国立病院機構に委託）。新型コロナ対応を踏まえ、令和4年2月に日本DMAT活動要領を改正し、新興感染症等のまん延時における対応も活動内容に追加。
- DMAT 1 隊は医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本として構成。
- DMATは、都道府県の派遣要請に基づき活動。
- 15,862名が研修修了済（令和4年4月時点）。約2,000チームがDMAT指定医療機関に登録済（令和4年4月時点）。



保健・医療・福祉の活動チームによる支援（主なもの）

○ 被災地においては、様々な保健・医療・福祉の活動チームによる支援が行われる。



DMAT現場活動（患者搬送）



保健師による避難所巡回（輪島市）



1.5次避難所内に設置したDWA Tによる「なんでも福祉相談コーナー」

DMAT（ディーマット：災害派遣**医療**チーム）

DPAT（ディーパット：災害派遣**精神医療**チーム）

JMAT（ジェイマット：日本医師会災害**医療**チーム）

DHEAT（ディーヒート：災害時**健康危機管理**支援チーム※）
※**保健所等の指揮調整機能支援**

DWAT（ディーワット：災害派遣**福祉**チーム）

JRAT（ジェイラット：一般社団法人 日本災害**リハビリテーション**支援協会）

JDA-DAT（ジェイディーエーダット：日本**栄養士**会災害支援チーム）

DICT（ディーアイシーティー：日本環境感染学会の災害時**感染制御**支援チーム）

日赤救護班（日本赤十字社）

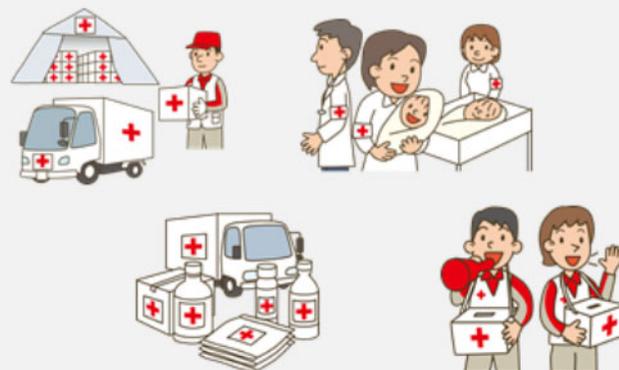
等

日本赤十字社の救護業務

- 日本赤十字社の救護活動は、災害が発生し、救護活動が必要と判断される場合や、被災地となった都道府県等から要請があった場合に、その都道府県にある支部を主体として実施。
- 支部は、ただちに救護班やdERU（国内型緊急対応ユニット）を被災地に派遣し、他の救護団体と協力しながら救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動等を行う。
- 救護班は、医師1人（班長）、看護師長1人、看護師2人、事務職員2人の計6人を基準に編成し、被災地の状況に応じて、ここに薬剤師、助産師、放射線技師等を加えて派遣。被災地での活動では、場合に応じてDMATと連携。

日本赤十字社の救護業務

- ① 医療救護
- ② こころのケア
- ③ 救援物資の備蓄及び配分
- ④ 血液製剤の供給
- ⑤ 義援金の受付及び配分
- ⑥ その他応急対応に必要な業務



（赤十字防災ボランティアによる避難所での被災者支援、炊き出し、救援物資の輸送・配分、情報収集などの活動）

上記の救護業務に関連する業務

- ① 復旧・復興に関する業務

（災害により生活基盤に著しい被害を受けた人々が暮らしを再建するために、心身の苦痛を軽減し、健康を維持する活動）

- ② 防災・減災に関する業務

（災害から、地域住民が自らのちを守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減するための防災教育に関する活動）

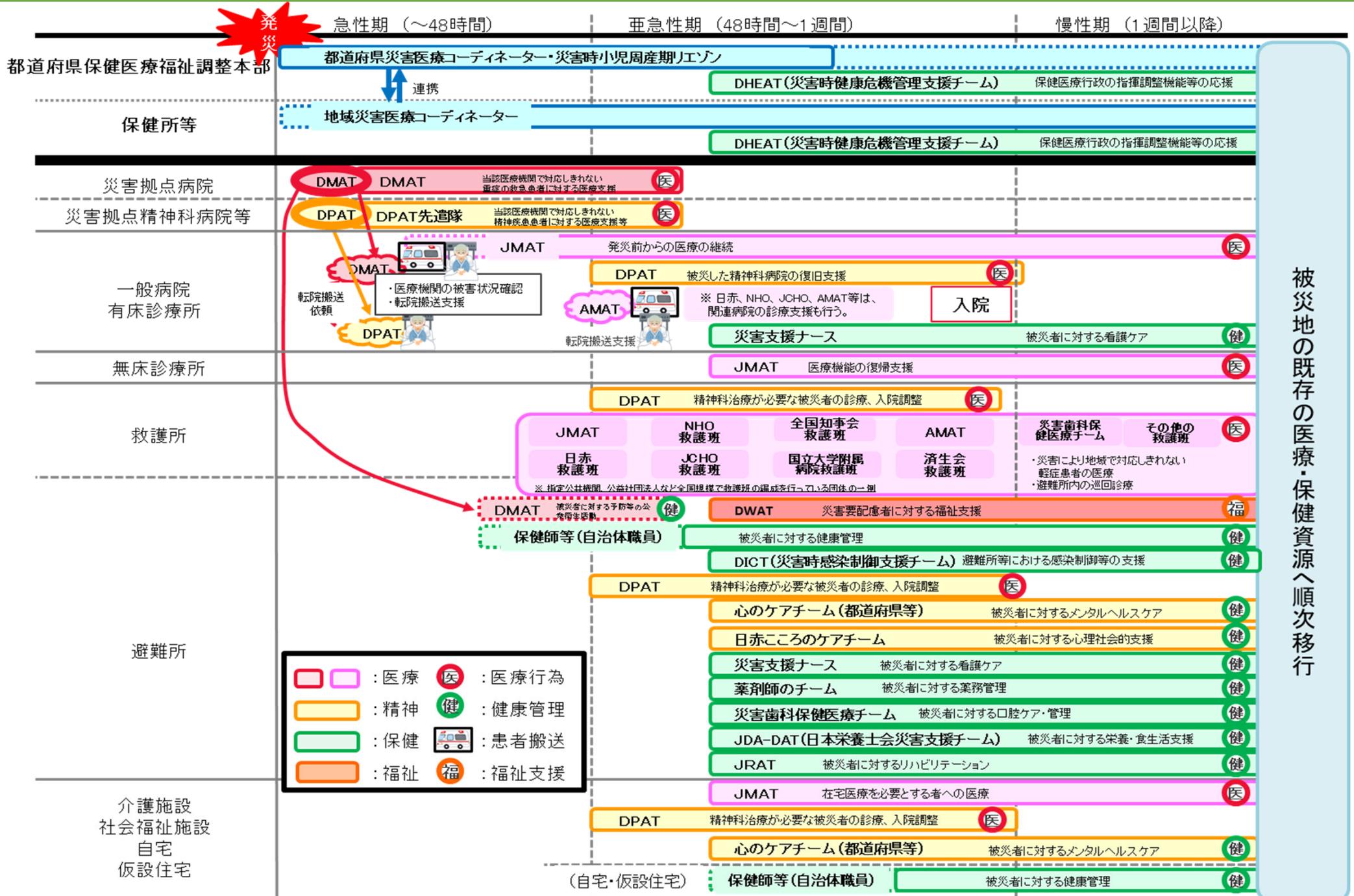


「©日本赤十字社／渋谷敦志」



dERU（国内型緊急対応ユニット）

災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームによる支援



能登半島地震におけるDMAT等の活動について

- 被災地における保健・医療・福祉活動を支援するため、全国から支援チームが派遣され、県、市町、保健所や避難所等で活動が行われた。

1 地域保健活動（保健・医療）

- 発災直後は、医療支援チーム(DMATやJMAT等)が被災地の医療ニーズを把握、支援を実施。
- これまで、各地の自治体から派遣されたDHEATが保健所等の指揮調整機能を支援するとともに、保健師等が各市町で作成した住民のリストに基づく、避難所や在宅避難者の健康管理を行った。
(活動実績(累計)):DMAT1,139チーム、DPAT213チーム、JMAT 1,097チーム、災害支援ナース3,040名、JRAT974チーム、DHEAT34自治体(29都道府県・5指定都市)、保健師等延べ15,489人、JDA-DAT1,113チーム
- 被災自治体が自ら保健活動が実施可能な体制を構築できるよう、被災自治体に対する助言等を実施。



DMATによる医療支援（輪島市）



保健師による健康管理（輪島市）

連携

保健・医療・福祉ニーズがある方を把握し、必要な支援につなげる

2 地域の見守り・相談支援（福祉）

- 避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困り事等の相談支援等を実施。
(活動実績(累計)):DWAT:約1,600名
(1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠州市約950名)
- 現在、支援ニーズの高い在宅高齢者・障害者等に対しては、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉の専門チームが、保健師等と連携しながら戸別訪問を行い、状況確認を実施。4月以降は、各市町の地域の支援機関と連携しながら、支援ニーズの高い要配慮者への訪問を継続的に実施。
(活動実績(暫定値)):輪島市15,740件、珠州市11,669件、穴水町1,680件、能登町1,611件、七尾市2,308件



1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

14

災害拠点病院について

- **首都直下地震では、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、被災地である1都3県の区域内の医療ニーズが急激に増大すると想定される。**
- このため、全国から、DMATをはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、膨大な医療ニーズに対応できるよう、**高度の診療機能を有し、耐震構造の施設、必要な設備・備蓄を備えた災害拠点病院**を中心に被災地内の医療体制を確保する必要がある。
- 前回報告書（H25）の被害想定では、被災都県で対応が難しくなる入院患者数は最大で約1万3千人。

■ 前回報告書（H25）における被害様相（医療機関）

● 地震発生直後

膨大な数の死傷者の発生と医療機関の被災に伴う医療対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内の医療機関においては建物被害やライフライン機能支障、電子カルテの閲覧困難等により対応力が低下する中、重傷者や軽傷者等の膨大な数の医療需要が発生。 被災地内では対応が難しくなる入院患者、外来患者が多数発生。 医療機関自体の被災だけでなく、医師・看護師等の不足で診療機能が低下。 救急車が不足し、道路被害や交通渋滞等により搬送が困難。
膨大な数の負傷者のトリアージ	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が被災するとともに、膨大な数の負傷者が発生。被災地内の相当数の医療機関でトリアージを実施する必要。
広域医療搬送体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 重篤患者を広域医療搬送する体制が必要。 在院患者について、医療機関の建物被害、ライフライン機能低下によって転院を要する者が多数発生。しかし転院を要する患者を移送させる手段（燃料含む）、移送先の確保・調整が困難。 被災地外の道府県から、DMAT等の医療従事者の応援派遣の体制は整い、順次派遣されるが、受け入れ側の現場の準備（通信、場所の設定）が十分に整わず、被災地全体の調整等は困難なため、各応援主体で活動開始。

● 概ね1日後～数日後

被災地内の病院における機能の確保困難	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機を有する医療機関等では診療・治療が可能だが、燃料不足等により機能が停止する医療機関も発生。 医薬品不足が相当数の医療機関で発生。 日常的に受診していた患者のうち相当数が医療機関の被災により受診を継続できなくなり、転院やかかりつけ病院の変更を余儀なくされる。 断水・停電が継続し、多くの人工透析患者が通院又は入院している施設での透析が受けられなくなる。数日で復旧する施設もあるが、復旧の見通しが立たず、相当数の透析患者が受入可能な施設への移動を余儀なくされる。また、受入可能な施設でも透析スケジュールの変更（稼働時間の延長）が迫られ、それでも対応できず他医療機関への再移送等となる透析患者も相当数発生。 被災した病院での出産、出産・新生児医療対応が困難となった病院からの転院等により、妊産婦や新生児の健康悪化。
--------------------	---

■ 災害拠点病院の指定状況

（令和4年4月1日時点）

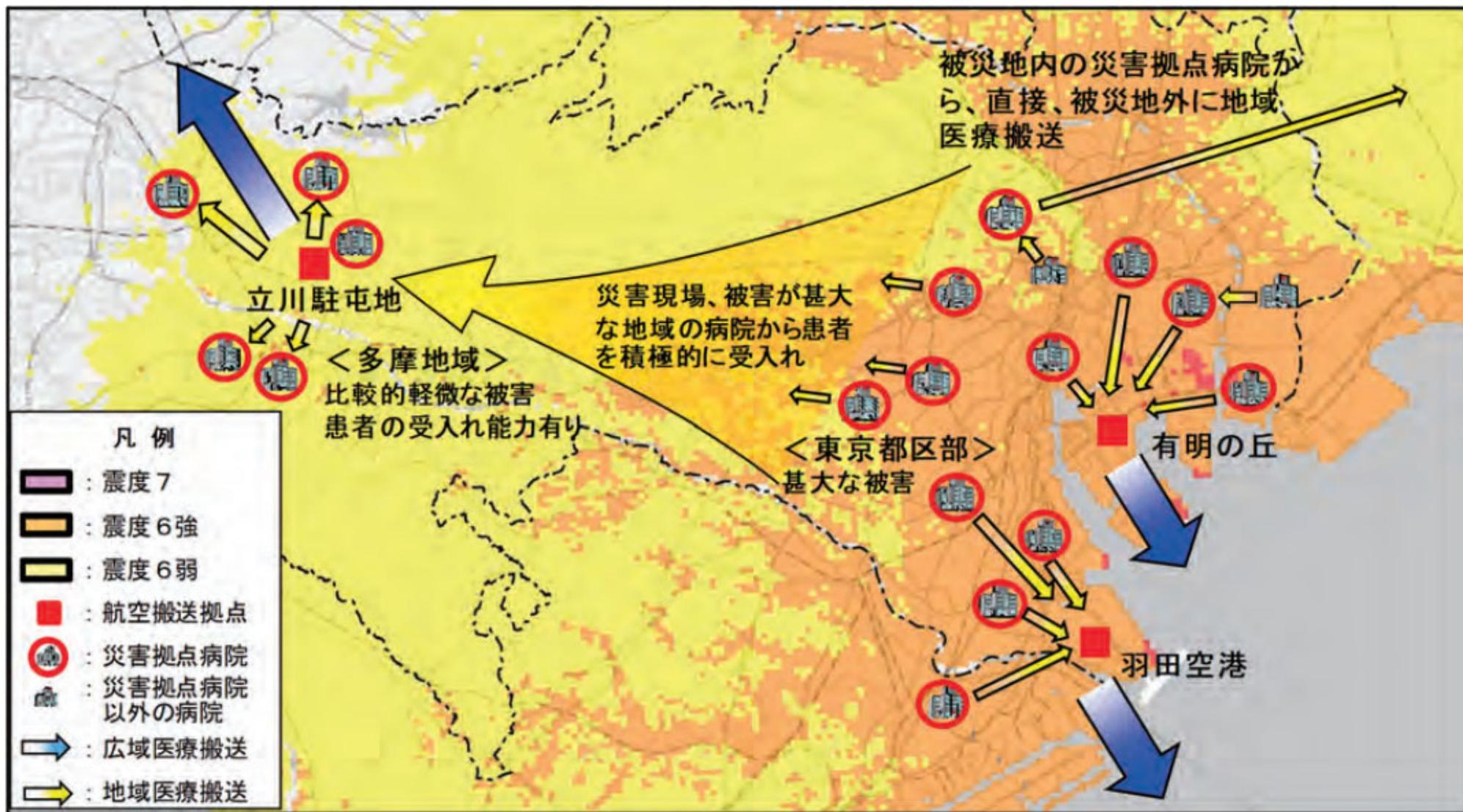
都道府県	基幹	地域
埼玉県	3	19
千葉県	4	22
東京都	2	81
神奈川県	-	33
全国	64	701

※地域災害拠点病院：
災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための**高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、DMAT等の受け入れ機能、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院。**

※基幹災害拠点病院：
地域災害拠点病院の機能を強化し、**災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院。**

(参考) 都心南部直下地震における患者搬送イメージ

- 首都直下地震では、膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。



注) 図に表示されている震度は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ【別添資料4】首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) (平成25年12月)の【別添資料4】首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の関する図表集「図11 都心南部直下地震(プレート内)の震度分布」に基づく。

出典: 内閣府「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(全体)」https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_oukyu_zentai.pdf

ドクターヘリの導入状況

- ドクターヘリとは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのこと。
- 令和4年4月時点で、埼玉県・東京都・神奈川県でそれぞれ1機、千葉県で2機のドクターヘリを保有している。

ドクターヘリの運航



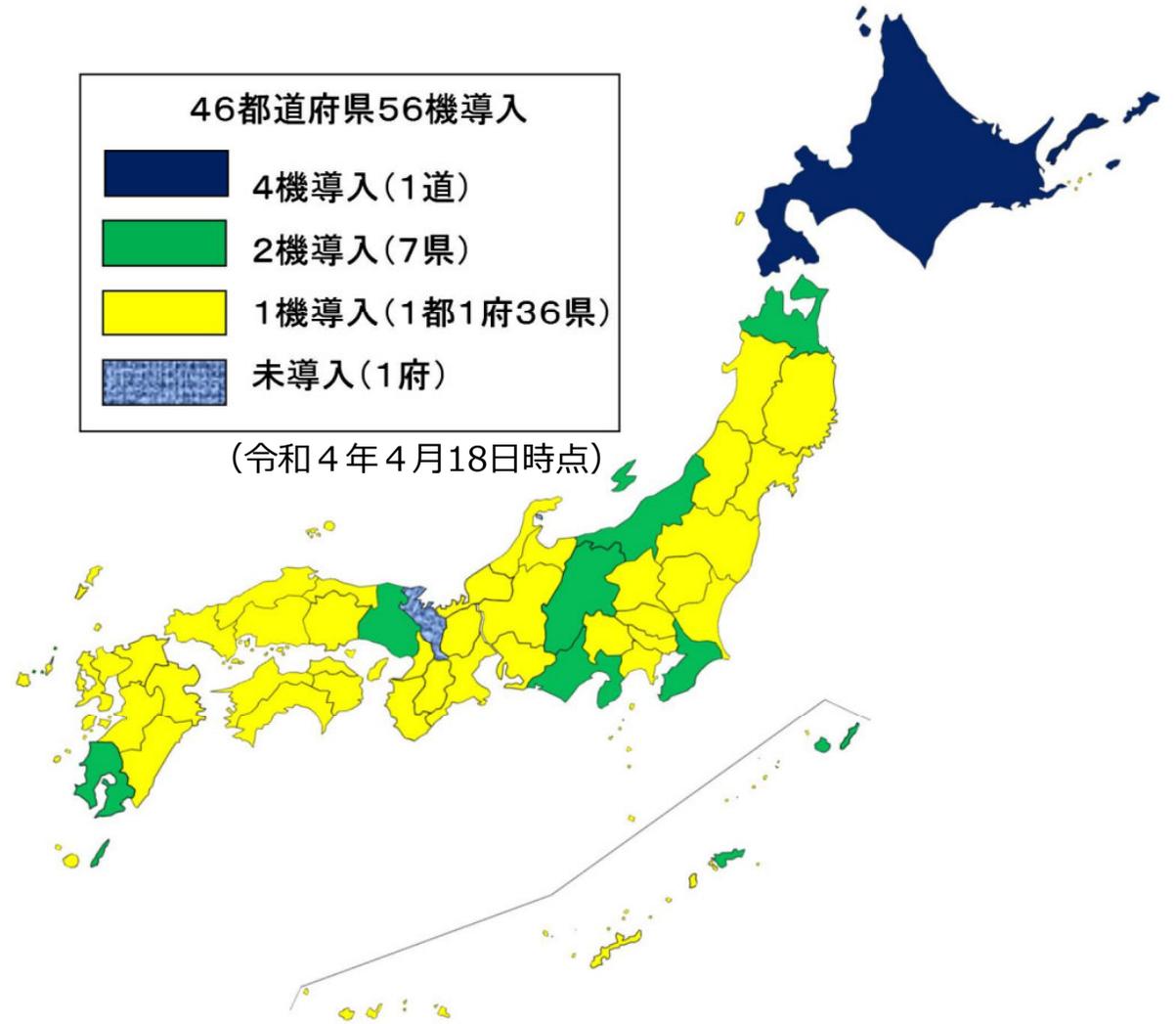
ドクターヘリの内部



46都道府県56機導入



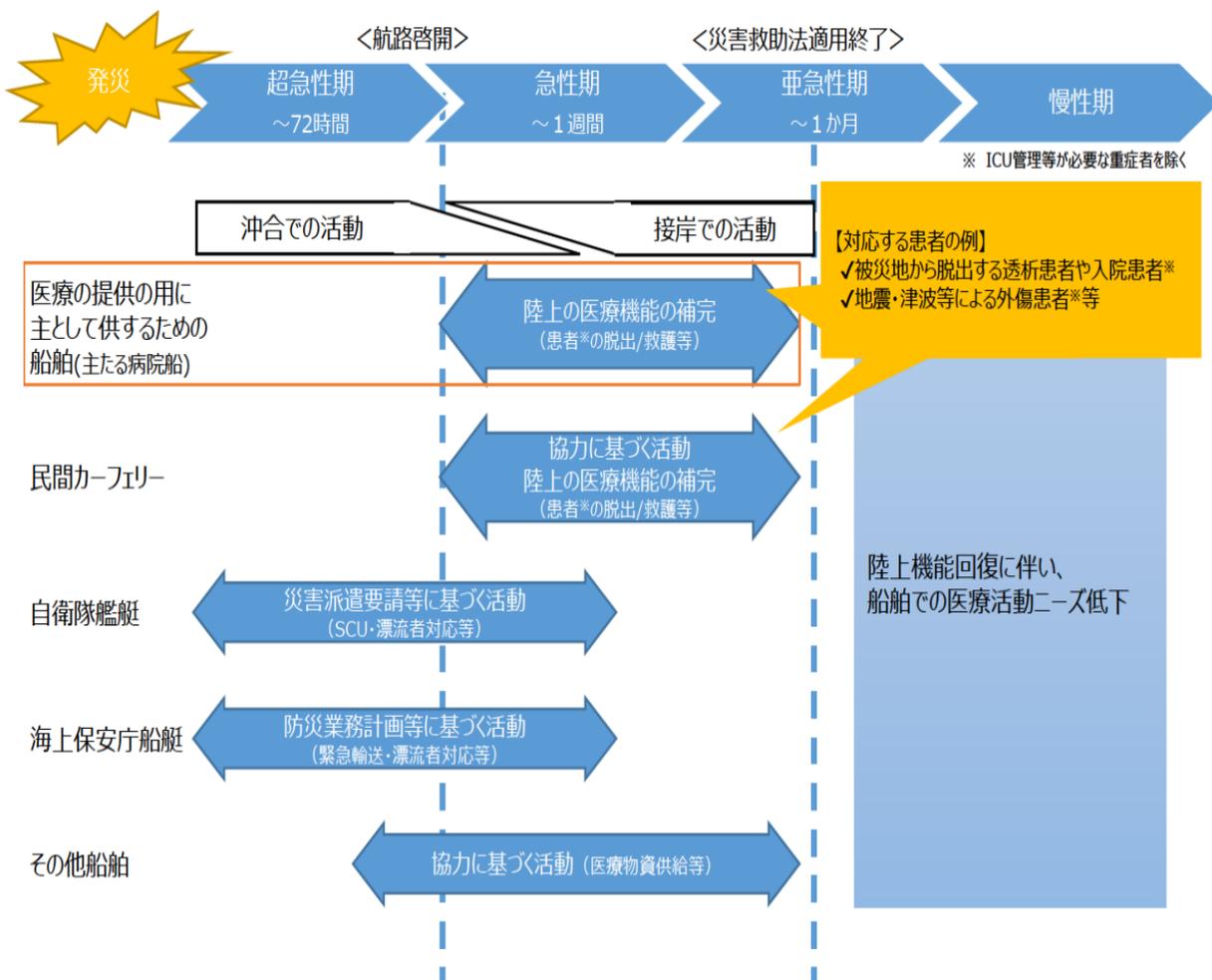
(令和4年4月18日時点)



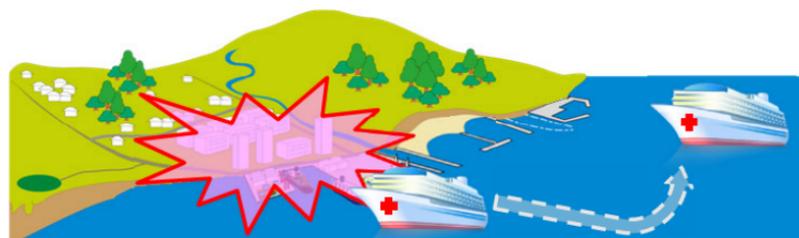
災害時等における船舶を活用した医療提供について

- 首都直下地震等の大規模災害が起きた場合、被災地の医療現場では医療資源が不足し、処置できない患者数が膨大になるため、一人でも多くの命を救うためには、被災地の医療機能継続とともに、外部からの支援が必要。
- 現在、船舶活用医療推進本部において、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備が推進されている。

＜船舶活用医療のイメージ（案）＞

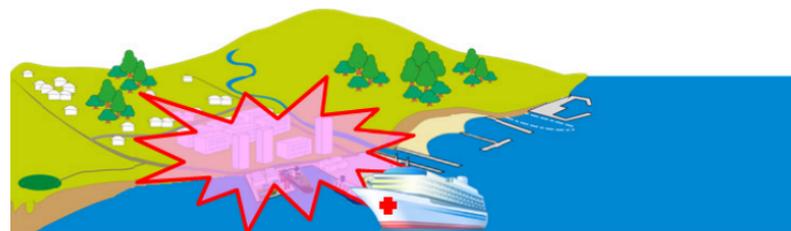


＜想定される役割①＞被災地の患者※に医療行為を実施しながら、被災地から離れた場所にある病院等に患者を移送する【脱出船】 ※ICU管理等が必要な重症者は除く



メリット例	受け入れ地域との往復により、より多くの患者を移送し、被災地の医療機関の負担を軽減することができる
デメリット例	被災地から離れた場所に移送することについての患者・家族の同意取得が困難なことが予想される

＜想定される役割②＞被災地付近の港に接岸し、一定期間、現地で救護活動する【救護船】



自ら宿泊設備、食料等保管設備及び発電等のライフライン供給設備を持ち、自己完結性を有している

当該救護船までの患者アクセス確保が困難なことが予想される

※このほか、自衛隊艦艇については、洋上SCUとしての役割も想定される。

首都直下地震対策における自助・共助の推進

首都直下地震における自助・共助の必要性について

- 膨大な量の被害が発生する首都直下地震においては、行政による「公助」だけでは限界。
- 社会全体で「自助」「共助」「公助」により被害の軽減に向けた備えを実践することを推進することが重要。

●首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月決定）（抄）

膨大な量の被害に対しては、～行政による公助だけでは限界がある。「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた防災対策の重要性については、国民の意識も高まっているところであり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。

特に、首都地域における膨大な人・物の集積は、～首都直下地震への対応を困難なものにすることから、適切な避難行動、自動車の利用の自粛、必要な水・食料等の備蓄といった各個人が実施すべき防災対策を啓発することが必要である。また、各企業等においても、社会に与える影響の大きさを勘案し、事業継続のための備えを行うとともに、～救助活動や被災者支援等、地域の防災の担い手として活動すること～が必要である。

このように、社会全体で「自助」「共助」「公助」により首都直下地震の被害の軽減に向けた備えを実践することを推進する。

【自助】

- ・ 国民一人ひとりや企業が自ら考え、自らの命や家族、生活を守る取組
(自助の備えの例)
- ・ 各家庭における住宅の耐震化や家具類の固定などの転倒・落下防止対策
- ・ 各家庭・企業等における備蓄
- ・ 防災訓練への参加や救命講習の受講

【共助】

- ・ 助け合って地域の安全を守る取組
- ・ 地域で市民同士が助け合う社会づくり
- ・ 地区防災計画で地域コミュニティの共助を促進
- ・ 自主防災組織、学校、民間企業、NPO、ボランティア 等

【公助】

- ・ 災害から生命、財産を守るための行政の取組
- ・ 国の総力を挙げて国民と国を守り抜く
- ・ 国、地方公共団体、消防、警察、自衛隊等

- ・ 消防団
- ・ 水防団

国民に対する防災対策の呼びかけ

- 大規模地震発生時にあっても、新たな災害対応需要を生み出さないよう、国、都県及び市町村は、基本計画において、各人における以下の防災対策について普及啓発を図ることとされている。
 - ・ 首都直下地震の発生後、同時多発火災が発生することを念頭に置きつつ、力を合わせて初期消火に努めるとともに、**適切な避難行動をとることで**、逃げ遅れ・逃げ惑いによる**二次的な被害の拡大を防止する**。
 - ・ 首都直下地震の発生後、限られた道路交通機能を人命の救助、ライフライン及びインフラの復旧、要配慮者への対応や、避難所や自宅で生活を送っている被災者への当面の生活物資の確保等に充てるため、**一般車両の利用を極力控える**。
 - ・ 発災後の道路交通渋滞、生活物資の不足を見越した上で、**各家庭や企業等における『最低3日間、推奨1週間』分の水・食料等の備蓄に努める**。

首都直下地震具体計画が想定する国民への協力の要請



国民の皆様には、冷静に対応して、ご自身の安全を確保していただくとともに、円滑かつ迅速な**応急対策活動のため、次の点についてご協力をお願いします。**

平時の備え

- ☑ 安否確認手段・避難場所の確認



- ☑ 最低3日分(推奨1週間分)の水・食料・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄
(日々使う食料等のストックを多めに確保し、使った分を買い足すローリングストック方式の活用)



- ☑ ご家庭での地震対策
(家具の固定・感震ブレーカーの設置など)



感震ブレーカー(例)



発災時の対応

- ☑ 地震による揺れから身を守る
- ☑ 市街地火災からの避難
『避難の際はブレーカーを落として』
- ☑ むやみに移動を開始しない
自動車を利用しない
『皆が動けば、皆が動けなくなる』
- ☑ 物資・燃料の買いため、買い急ぎをしない
- ☑ 近所で助け合う



※行政による「公助」だけでなく、「自助」と「共助」が重要。

家庭備蓄について

- 首都直下地震に備え、各家庭において、最低3日分～1週間分の食料を備蓄しておくことが重要。
- 2024年の民間調査では、家族全員が3日以上対応できる備蓄を行っている国民は12.0%。

過去の経験によれば、災害発生からライフライン復旧まで1週間以上を要するケースが多くみられます。また、災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流機能の停止によって、1週間はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。このため、**最低3日分～1週間分×人数分の食品の家庭備蓄**が望ましいといわれています。

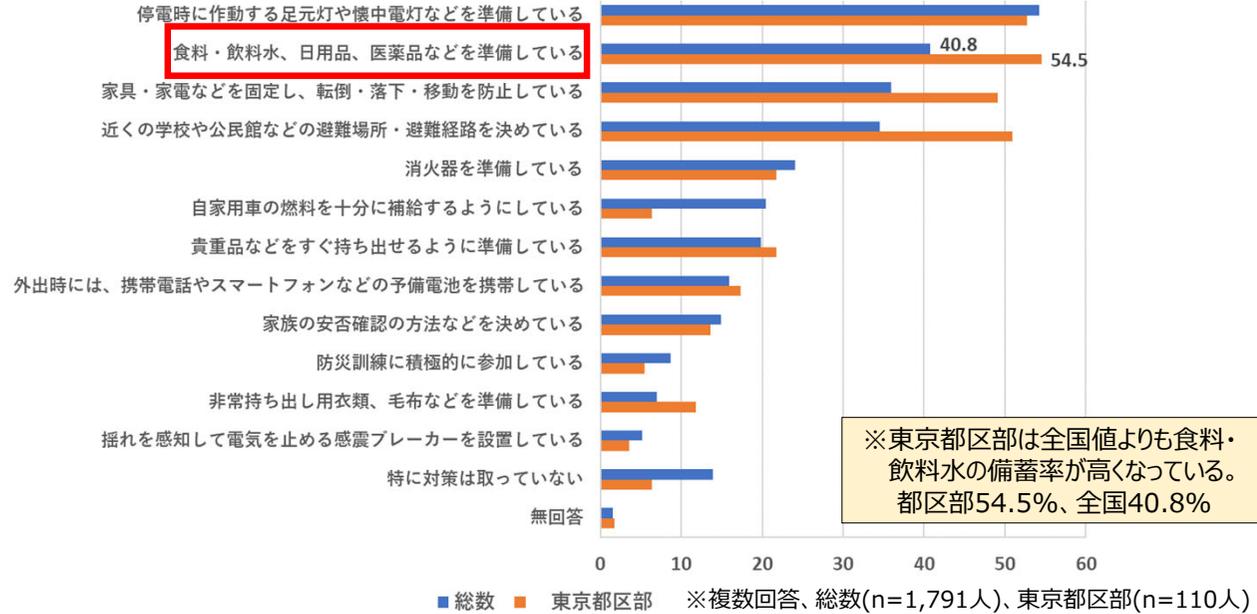


自治体が作成するハザードマップなどを確認し、お住まいの地域の状況に応じて2週間分など多めに備えることも大切です。

家庭備蓄の例 1週間分 / 大人2人の場合

必需品	水 2L×6本×4箱 ※1人1日およそ3L程度 (飲料水+調理用水)	お好みのお茶や清涼飲料水なども、あると便利!	カセットコンロ・カセットボンベ×12本 ※1人1週間およそ6本程度
主食 エネルギー 炭水化物	米 2kg×2袋 ※1袋消費したら1袋買い足す(1人1食75g程度)	乾麺 (うどん・そば・そうめん・パスタ) ・そうめん2袋(300g/袋) ・パスタ2袋(600g/袋)	その他 (適宜) ・LL牛乳 ・シリアルなど
主菜 たんぱく質	レトルト食品 ・牛丼の素、カレー等18個 ・パスタソース6個	缶詰 (肉・魚) ・お好みのもの18缶	
副菜 その他 (適宜)	日持ちする野菜類 ・たまねぎ、じゃがいも等	調味料 ・砂糖、塩、しょうゆ、めんつゆ等	インスタントみそ汁や即席スープ
	梅干し、のり、乾燥わかめ等		チョコレートやビスケットなどの菓子類も大事!
	野菜ジュース、果汁ジュース等		

■防災に関する世論調査 (令和4年9月 内閣府)



■家庭での防災への取り組みや防災食（非常食）の備えについての実態調査 (ミドリ安全株式会社)

■各種災害に対応するための防災食（非常食）を現在、ご自宅に備えていますか? (n=800/単一回答方式)



防災食（非常食）の備蓄率 54.6%

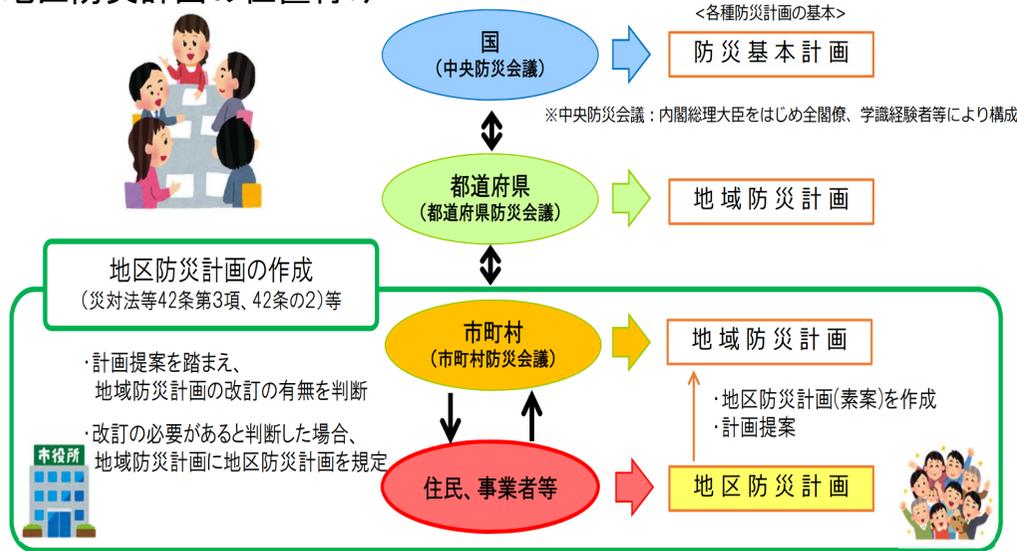
- 家族全員が3日以上対応できる量を備えている
- 備えてはいるが、家族全員が1日以上対応することはできない
- 防災食（非常食）を備えたことはない
- 家族全員が1～2日対応できる量を備えている
- 以前備えていたが、現在は備えていない
- 分からない

出典：農林水産省「災害時に備えた食品ストックガイド」
<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/attach/pdf/guidebook-13.pdf>
 内閣府「防災に関する世論調査 (令和4年9月調査)」
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-bousai/2.html#midashi4>
 ミドリ安全株式会社HP
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000086.000011153.html>

地区防災計画の作成を通じた「自助」「共助」の促進

- 地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画の素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、「自助」・「共助」と「公助」をつなげるもの。
- 計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要。

■地区防災計画の位置付け



■地区防災計画の内容

①平常時	②発災直前	③災害時	④復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、避難訓練 (情報収集・共有・伝達訓練を含む) ・活動体制の整備 ・連絡体制の整備 ・防災マップ作成 ・避難路の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・要配慮者の保護等 ・食料等の備蓄 ・救助技術の取得 ・防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・共有・伝達 ・連絡体制の整備 ・状況把握(見回り・住民の所在確認等) ・防災気象情報の確認 ・避難判断、避難行動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・出火防止、初期消火 ・住民間の助け合い ・救出及び救助 ・率先避難、避難誘導、避難の支援 ・情報収集・共有・伝達 ・物資の仕分け・炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

■地域防災計画に反映された地区防災計画数

(令和5年4月1日現在)

- 43都道府県216市区町村の2,428地区において、作成された地区防災計画が地域防災計画に反映済み。

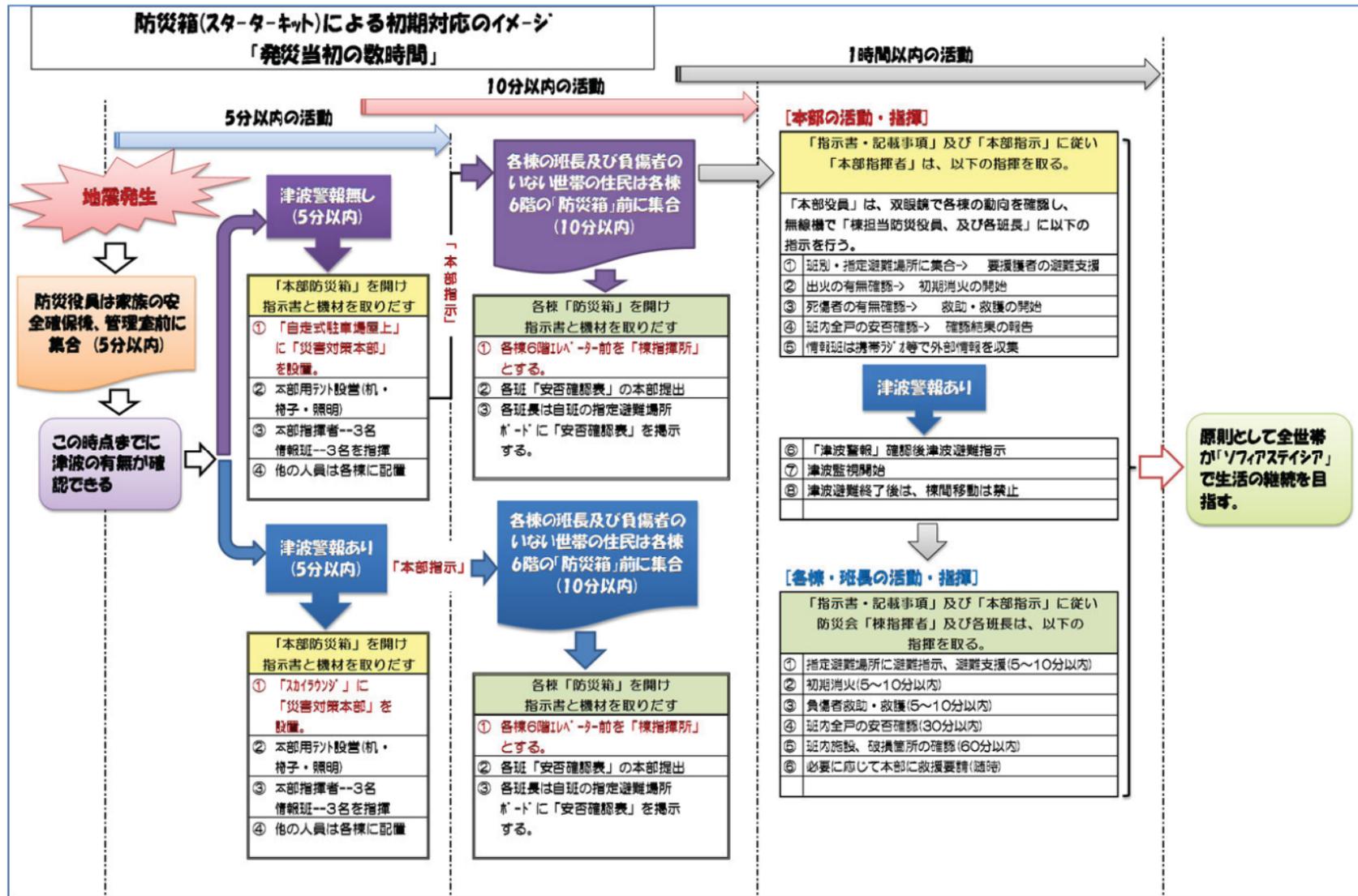
都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	10	51	石川県	1	1	岡山県	4	10
青森県	0	0	福井県	1	1	広島県	1	1
岩手県	5	49	山梨県	10	553	山口県	3	87
宮城県	3	61	長野県	13	106	徳島県	1	1
秋田県	2	2	岐阜県	7	27	香川県	4	32
山形県	5	51	静岡県	6	29	愛媛県	7	86
福島県	2	7	愛知県	9	23	高知県	3	44
茨城県	6	83	三重県	5	19	福岡県	8	88
栃木県	8	17	滋賀県	3	11	佐賀県	0	0
群馬県	2	34	京都府	4	49	長崎県	0	0
埼玉県	7	21	大阪府	5	84	熊本県	13	302
千葉県	3	10	兵庫県	9	173	大分県	0	0
東京都	11	186	奈良県	4	11	宮崎県	3	8
神奈川県	4	38	和歌山県	1	1	鹿児島県	15	60
新潟県	2	2	鳥取県	1	4	沖縄県	2	2
富山県	2	2	島根県	1	1	計	216	2,428

出典：内閣府「みんなで作る地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～」
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/pamphlet.pdf>
 内閣府「地区防災計画ガイドライン（概要）」
https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guideline_summary.pdf
 内閣府「令和6年版 防災白書」
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r06/zuhyo/zuhyo1-01_05_01.html

地区防災計画を通じた「共助」の実例（神奈川県横須賀市）

- 神奈川県横須賀市のよこすか海辺ニュータウン「ソフィアステイシア」では、2005年に自治会設立と同時に、自治会と管理組合の合同組織として、自主防災会を立ち上げ、地区防災計画の策定や毎年の防災訓練等を実施。

■地区防災計画で示されている「初期対応のイメージ」



総合防災訓練

マンションの「自助」に関する取組

- 発災後、電気、ガス、上下水道等のライフラインが途絶する中で、マンション内で居住を継続するためには水や食料等だけでなく燃料、トイレ、医薬品等の備蓄、円満な共同生活維持や衛生管理等についてのルールも必要。また、損傷した建物・設備の復旧には区分所有者の合意のための管理規約の整備も不可欠。
- 一般社団法人マンションライフ継続支援協会（MALCA）は、企業等のBCPと同様の「マンション生活継続計画（MLCP）」を各マンションで策定することを支援し、マンションにおける地区防災計画策定も推進。あわせて「マンション防災認定管理者制度」を設け、管理組合の防災担当者や自主防災組織等の担い手となる人材育成を実施。



マンション防災の担い手となる人材育成を実施



企業等における「共助」の取組① ～町会と事業所の連携～

- 日本橋三丁目西町会（東京都中央区）は、町会内の企業をメンバーとする震災対策協議会を設置し、各企業と有事の際の具体的な協力関係を「防災助け合い宣言」として取りまとめ。
- 有事の際には、定められたメンバーがあらかじめ決められた場所に「災害対策本部」を設置し、被災状況の情報収集や消防署等への伝達を行うよう取り決め。
- 平時は年に10回程度の会議を行い、有事の際の防災活動について検討。毎年9月には道路を封鎖し、実際の避難を想定した防災訓練を実施（平成27年の訓練では101社238名が参加。）。

設立年:昭和25年

構成員数:156事業所(平成29年2月現在)

※本町会は事業所単位で構成



町会による災害対策本部の運営



提携企業と合同の地域総合防災訓練
(担架を用いた傷病者の搬送)

企業等における「共助」の取組② ～地元建設関係団体による「共助」～

- 世田谷区建設団体防災協議会（世田谷区の建設10団体、500名以上が参画）では、大規模災害発生時に地元の建設関係団体が力を合わせ人命救助等を実施するべく、「倒壊建物等からの救出救助活動」「道路啓開」「必要資材の提供・搬送」等に関して世田谷区、世田谷区内の全消防署と協定を締結。
- また、地震・風水害に対応した「災害対応基本計画」を策定し、震度6強の地震が発生した際の自動参集、災害対策本部の設置、リエゾン配置等が定められている。
- 世田谷区と地震等の被害発生を想定した図上訓練・シェイクアウト訓練や、会員延べ1,000人に対する防災・救急に係るシンポジウムも実施。



多摩川水防訓練

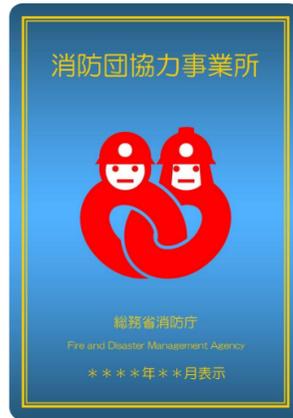


ZOOMによる連絡確認・会議

自治体による企業の「共助」への支援 ～消防団協力事業所表示制度～

- 市町村や消防庁では、従業員が消防団に相当数入団していること等の要件を満たす事業所を「消防団協力事業所」として認定。
- 消防団認定事業所として認定されることで、各自治体の様々な優遇措置を受けることができる※。
- 令和6年4月1日現在、本制度導入市町村数は1,373団体（全体の約79.9%）、市町村において認定した消防団協力事業所数は17,870事業所。

※都道府県や市町村によって支援策の内容は異なる。

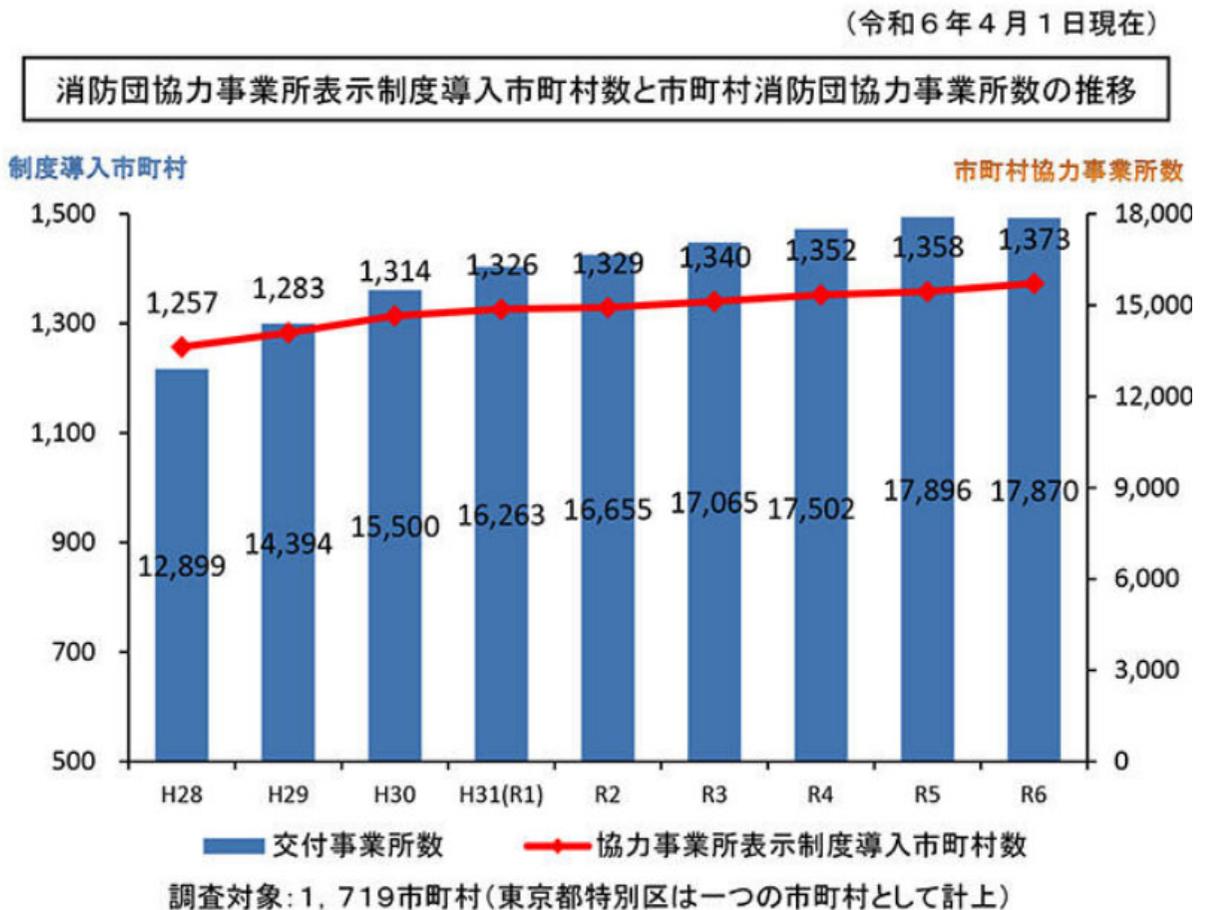


【消防団協力事業所表示証】
(市町村発行：シルバーマーク)

【消防団協力事業所表示証】
(消防庁発行：ゴールドマーク)

自治体の消防団協力事業所に対する主な支援策

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札(入札参加資格方式・総合評価落札方式)において、審査に有利な加点が与えられます。
税の減免	法人は法人事業税、個人事業主は個人事業税の減免を受けられます。
交付金等の支給	団員である従業員数や従業員の勤続年数等に応じて、事業所に対し、交付金等が支給されます。
物品の貸与や提供	防災ラジオや消火器などの防災関連物品等を無償貸与や提供を受けることができます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。



出典：総務省消防庁「消防団のさらなる充実に向けて」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/policy/cooperation-system/>

学校における防災教育

- 令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」では、**地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施**を施策の基本的な方向性として定めている。
- 各学校の防災教育については、**児童生徒等が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けられるよう**、学習指導要領等に基づき実施されており、地域の災害リスク等を想定した**避難訓練**や地域住民・関係機関等と連携した**避難所運営訓練**など、実践的な防災教育・訓練が展開されている。

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく**今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性**など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- **地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する**
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- **全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. **学校における安全に関する教育の充実**

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

学校における防災教育の実施状況

- 災害安全に関する指導している学校は平成30年度実績で99.7%であり、概ね全ての学校において災害安全の指導が行われている。

	調査対象	指導している学校	教科	総合的な学習の時間	学校行事	児童会・生徒会活動・クラブ活動	学級活動 ホームルーム活動	その他
合計	35,793	35,690 (99.7%)	18,865 (52.7%)	11,505 (32.1%)	28,987 (80.9%)	4,567 (12.7%)	26,216 (73.2%)	2,241 (6.2%)
小学校	19,411	19,394 99.9%	10,775 55.5%	6,231 32.1%	16,912 87.1%	1,967 10.1%	14,916 76.8%	1,108 5.7%
中学校	10,072	10,042 99.7%	5,659 56.2%	3,904 38.8%	7,198 71.5%	1,724 17.1%	7,246 71.9%	667 6.6%
義務教育学校	87	87 100.0%	56 64.4%	38 43.7%	69 79.3%	25 28.7%	64 73.6%	8 9.2%
高等学校	5,040	4,987 98.9%	1,959 38.9%	1,051 20.9%	3,909 77.6%	713 14.1%	3,217 63.8%	306 6.1%
中等教育学校	54	53 98.1%	21 38.9%	18 33.3%	41 75.9%	13 24.1%	40 74.1%	3 5.6%
特別支援学校	1,129	1,127 99.8%	395 35.0%	263 23.3%	858 76.0%	125 11.1%	733 64.9%	149 13.2%

出典：学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査（平成30年度実績）
※合計数は、表に記載のある学校を安全教育推進室において再集計した数値

防災教育の推進に向けた方向性 (防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言 (令和3年5月25日))

- **全ての子どもが災害から生命を守る能力を身に付けられる防災教育の全国展開**を目指し、令和3年5月に「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」がなされている。

現状・課題

- ・ 地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施する小・中学校は3割未満。**避難訓練内容の形骸化も見られる**
- ・ 正常性バイアス等の必要な防災知識が教えられているのか、**教育内容の詳細を確認できていない**
- ・ 義務教育を終えた時に全ての生徒が災害から**生命を守る能力を身に付けている保証は何らない**

- ・ 学校では**防災教育に十分な時間・人材を充てられない**
- ・ 防災教育への保護者の関心が高く、比較的柔軟な現場対応が可能な**幼保段階の防災教育の充実が求められる**
- ・ 防災教育に当たり、**地域と学校の一層の連携が必要**

- ・ **子どもの成長に重要な非認知能力***の育成に効果的な**防災教育が十分に認識されていない**
- ・ 大人になるほど、**正常性バイアス等により防災意識が低下**

※「非認知能力」

意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。学力(認知能力)と対照して用いられる。

第3次学校安全の推進に
関する計画の策定
(R3年度末)

政策の方向性

- ・ **全ての小・中学校で、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施**
- ・ 全国の小・中学校における**定期的な防災教育の実施内容を調査、公表**
- ・ 現職教員に加え**教職課程の学生**にも**防災教育の指導法を教授**
- ・ **地域と学校が連携した防災教育を支援する防災教育コーディネーター(仮称)を育成**
※コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働体制の仕組みの活用等
- ・ **幼保の段階から小、中、高とシームレスな防災教育を実施**

防災教育の幅広い効果

- **全ての子どもたちが災害時に自らの生命を守ることができる**
(例：自分が主人公の発災シナリオを作成する「防災小説」の取り組みを通じ、災害を自分事化)

さらに

- ・ 主体的・内発的に避難する態度、他人を思いやる態度を育てる
⇒ **非認知能力、生きる力を育成**
- ・ 地域住民の防災活動、地域の自然の恵み・災いを教える
⇒ **郷土愛、地域を担う意識を育成**
- ・ 子どもと共に地域の大人が防災を学ぶ
⇒ **大人が心を動かされ、主体的に生命を守る防災意識を涵養**

第8回WGにおいてご議論頂きたい内容

（1）膨大な被害が発生する首都直下地震における災害応急対策の在り方

- 東京圏の都市構造・人口構造等を踏まえた救助・救急、消火活動等の在り方
- 高齢化の進展等を踏まえた医療活動等の在り方 等

（2）災害応急対策等を円滑に実施するための「自助」「共助」の在り方

- 「自助」について具体的に推進すべき内容
 - 【例】✓ 初期消火に努め、火災から適切な避難行動 → 逃げ遅れ・逃げ惑いによる二次的な被害の拡大防止
 - ✓ 各家庭や企業等の『最低3日間、推奨1週間』分の水・食料等の備蓄
- 「共助」について具体的に推進すべき内容
 - 【例】✓ 都市部におけるコミュニティ構築 → コミュニティ間での助け合い、情報共有
 - ✓ 地元企業等による自治体等との協定締結 → 避難誘導、消火活動、物資提供等の支援
- 自発的な「自助」「共助」の取組推進のための普及・啓発、人材育成の在り方 等

本日の議論

	日程	検討テーマ	検討内容	概要
第8回	11月18日(月)	災害応急対策等	①災害応急対策 ・救助・救急、消火活動等 ・医療活動 ②自助・共助 ・家庭備蓄等 ・地区防災計画 ・マンション防災 ・防災教育 等	①災害応急対策 ・発災後72時間までの災害応急活動における体制・オペレーション等の確認 ②自助・共助 ・72時間の災害応急対策が円滑に実施されるための自助・共助の在り方 ・個人や地域コミュニティにおける取組推進のための啓発、人材育成の在り方
第9回	12月11日(水)	復旧・復興対策	①生活の復旧・復興への支援 ・避難所～仮設住宅～復興住宅 ・広域避難 等 ②円滑な復旧・復興に向けた事前準備	○土地不足など首都圏特有の課題を踏まえた ・避難所、仮設住宅、復興住宅等、生活の復旧・復興への支援 ・復旧・復興に向けた事前準備の課題と対応の在り方 ※検討内容を含め検討中